

フランス一七九三年憲法とジャコバン主義 (5)

——モンターニュ派の憲法原理——

辻 村 み よ 子

序章 問題の所在

——フランス憲法史における一七九三年憲法の意義

本稿の目的と分析視角

一 一七九三年憲法をめぐる研究状況

歴史学における一七九三憲法の位置づけ

二 一七九三年憲法の意義

フランス革命とジャコバン主義

フランス革命の構造と憲法思想

フランス革命の担い手と憲法思想

一七九三年の革命状況

ジャコバン派とジャコバン主義

ジャコバン・クラブの展開

一七九三年のジャコバン派とジャコバン主義

一七九三年憲法の成立

一七九三年憲法の制定過程

(以上(1)、一六号掲載)

(以上(2)、一八号掲載)

経過

国民公会での審議と条文の変遷

二
一七九三年憲法の成立と憲法私案の特徴
(2) (1)

人民投票による成立

一七九三年の憲法私案の特徴

第三章

一七九三年の憲法原理

ジロンド派の憲法原理

コンドルセの憲法思想とジロンド憲法草案

ジロンド憲法草案の原理

人権原理

モンタニユ派の憲法原理

エロー・ド・セシエルの憲法思想と一七九三年憲法草案

一七九三年憲法の原理

人権原理

I 統治原理

ロベスピエール＝ジャコバン派の憲法原理

アンラジエの憲法原理

一七九三年憲法の限界と歴史的展開

第四章

資料

一七九三年憲法（人権宣言）、ジロンド草案（人権宣言）、ロベスピエール人権宣言案、ヴァルレ人権宣言案、訳文比較対照表

第三章 一七九三年の憲法原理（承前）

（以上(3)、二二号掲載）

（以上(4)、二二号掲載）

（以上(5)、本号掲載）

二 モンターニュ派の憲法原理

(1) エロー・ド・セシエルの憲法思想と一七九三年憲法草案

一七九三年五月三一日—六月二日のジロンド派追放によって国民公会の多数を占めたモンターニュ派は、六月一日に、エロー・ド・セシエルの起草による新たな憲法草案を国民公会に提出し、わずか二週間で一七九三年憲法の制定作業を完了した。⁽¹⁾

この憲法は、すでに第二章で検討したように、ロベスピエール派とは異なるモンターニュ主流派の所産である。そこで以下では、草案起草者エロー・ド・セシエルとモンターニュ主流派の憲法思想の検討を行い、一七九三年憲法の諸原理の特色と限界の問題にアプローチすることにしよう。

(a) エロー・ド・セシエルとモンターニュ主流派の憲法思想

①憲法委員会とモンターニュ主流派

一七九三年憲法制定の主体が、一七九二年九月に組織されたジロンド派中心の憲法委員会（九人委員会・コンドルセが代表）から、一七九三年四月の六人委員会（ブレーン派のバレールやロムが中心）を経て、モンターニュ主流派へと移行する過程はすでにみた。ジロンド派追放の直前の五月二九日、コンドルセ草案を基調とする人権宣言草案が国民公会で採択されると、つづく憲法部分の審議に際して、旧草案を廃棄して新たな憲法草案を起草するために、五人の委員が任命された。この五人とは、モンターニュ派の中では中道的な位置にあったエロー・ド・セシエルを中心に、マチウ、ラメル、さらにモンターニュ左派に属するサン・ジュスト、クートン（後二名はジャコバン・クラブ内での憲法委員）であった。この構成自体、五月三一日—六月二日の政変前の段階で、すでに、憲法制定の中心がモンターニュ主流派に移り、左派の勢力も拡大していたことを示している。また、これらの五人が、バレールらを中心とする当時の公安委員会⁽³⁾に加えられたことは、公安委員会の独裁政治の開始時期にあたる過渡的

状況のなかで、憲法制定が重要な政治課題として扱われていたことを物語っている。この点については、六月一〇日からわずか二週間という短期間に挙党一致体制で憲法制定作業が進められたことの政治的意味、すなわち、戦争と反革命の危機のなかで、憲法制定が、国民の結束と諸外国に対する政治的安定の誇示のためにいかに重要な意味をもつていたかという問題として、それ自体興味深い。

また、モンターニュ主流派による憲法制定時期と相前後する数カ月間は、その憲法思想とりわけ所有思想とも深い係わりを持ついくつかの重要な法令が制定されているので主なものを概観しておこう。

まず、「土地均分法」(Loi agraire) の提唱者を死刑に処するための一七九三年三月一八日のデクレがある。⁽⁴⁾ これは、ジロンド派主導期のもので、議会での提案者バレールも、それを要求したカンボンも、当時はモンターニュ派には属していない(バレールは、六月二日以後モンターニュ派に属したと解されている)。しかし、これに反対したマラーを除いて、多くのモンターニュ派議員が支持を表明し、国民公会全体で「国民公会は、土地均分法、その他すべての土地、商業および工業所有を転覆する法律を提起するすべての者に対して、死刑を宣す」ことを可決した。このデクレは、革命の急進化に伴って、土地を所有するブルジョワジーの間に広まっていた不安をとり除き、所有の自由を確保することを明らかにしたものであり、ジロンド人権宣言草案のみならず、モンターニュ人権宣言にも定められる所有権の絶対的保障を確認したものに他ならない。同時に、バレールは、富の公平を確保して民衆の利益にも応えるために、累進税制度を提倡した。そして、モンターニュ派のラメール・ノガレが起草した「各市民がその能力に応じて支払うべき負担の配分において、より正確な割合に至るため、不動産、並びに動産の賛沢品、財貨について段階的な累進課税が設定されなければならない」とする案を採択し、財務委員会の検討に委ねた。⁽⁵⁾ 累進税一般については、すでに審議過程についてみたように、後に、ロベスピエールによって支持されるにも拘らず一七九三年憲法には採用されずに終わる。しかし、一七九三年五月二〇日に制定された強制累進公債制度のデクレ

によって、一部、実現をみることになる。⁽⁶⁾ 以上の二つのデクレでは、一方で土地所有者の利益を保護しつつ、他方で富の極端な不公平を是正しようとする小ブルジョワ的な平等主義の一面が示されているといえよう。

次に、六月二日の政変以降のモンタニユ派主導下の国民公会は、農村の民衆を結集するため、封建制の廃止に係わる三つの法令を制定した。第一は、亡命者財産売却方法に関する六月三日の法律である。これは、亡命者の不動産を最高入札者に売却することを原則としつつ、代金を一〇年年賦で償還することを認めたもので、後の七月二十五日の法律とともに、小農民や貧民の土地取得を保障しようとしたものである。⁽⁷⁾ 第二は、六月一〇日の共有地財産の分割形態に関する法律⁽⁸⁾であり、従来から領主との間で争われてきた共有地の分割所有をコミューンやセクションの住民たちに認めたものである。また、第三の七月一七日の封建制の無償廢棄に関する法律こそ、従来の反封建革命の成果を補完し、封建的諸権利を撲滅するものであつた。⁽⁹⁾ 一部は除外されたものの、これによって封建地代に関する文書がすべて償却され、地代徵集権を含むすべての領主的権利が一掃された。これらの政策は、いずれも、モンタニユ派の「農民より」の姿勢を示しているが、これらの政策の最終的な受益者が相当程度の農地保有者であり、大地主の土地所有の否定には到達しなかつたところに限界が認められる。

さらに、都市の民衆の要求に応えるための政策の一環として、七月二六日に、買い占めに対する法律が制定された。⁽¹⁰⁾ これは、当時のサンリキュロット、アンラジエの要求に従つて制定されたもので、パン・肉・ぶどう酒などの主要な生活必需品の流通を妨げたり買い占めたりした者を死刑に処し、告発者に没収物の一部を分配することを定めていた。この法律は、モンタニユ派が都市の民衆の要求に応えて、自ら、流通の自由、営業の自由を内容とする経済的自由主義を厳しく制限したものとして注目される。もつとも、この七月二六日の法律は、すでにロベスピエールが七月一九日に公安委員会に加わった後のものであり、後の九月二九日の一般最高価格法と併せて、ロベスピエール派の所産として理解することも可能であろう。

②エロー・ド・セシエルの憲法思想

さて、一七九三年五月二九日に任命された五人の憲法草案起草委員のうち、事実上単独で草案を起草したのは、高等法院の次席検事を経て裁判所判事も務めた法律家のエロー・ド・セシエルである。⁽¹⁾ 彼は、ジロンド派政権下の一七九二年一月以来国民公会の議長に選出され、ジロンド派追放の前後を通じて国民公会でとくに重要な役割を果たしていた。エロー・ド・セシエルが一七九三年六月九日夕、約六日間の草案起草作業を終えると、公安委員会での検討が開始され、翌朝、委員会で採択された後、六月一〇日午後、国民公会に一七九三年憲法草案が提出された。また、六月一一日から約二週間にわたる連日の憲法案審議がほぼ終了した二三日、新たな人権宣言草案が突如提出されたが、これも同じくエロー・ド・セシエル個人の起草になるものであった。一七九三年七月にローベスピエールが公安委員会に入り、次第にモンターニュ左派が勢力を独占する直前の六月のこの時期には、モンターニュ右派のダントンらとも親しいエロー・ド・セシエルは、国民公会でも公安委員会でも中心的な人物であった。

そこで、次に、エロー・ド・セシエルの経歴と憲法思想、彼の憲法草案に関する報告を概観しておこうことにしよう。

一七五九年一〇月二〇日、パリの名門貴族の家に生まれ、一八歳で国王の弁護士となつたエロー・ド・セシエルは、一七八五年七月には年齢制限も免除されてパリ高等法院の次席検事(avocat général)に任命された。その端正な容姿と教養から王妃マリー・アントワネットの気に入り、従姉妹にあたるボリニャック夫人を通じて宫廷貴族との交友も多かつた彼であったが、一七八九年七月の革命勃発時にはバスチーユ襲撃にも参加し、一七九〇年一二月には、国民議会でパリ第一区裁判所判事に選出された。一七九一年一月には、マチウラとともに国王の派遣委員としてストラスブールに赴き、パリの中央集権に対する抵抗の強いアルザスの地方の状況を見聞した。当時の彼は、他の多くの革命家と同様、国王と憲法を尊敬する立憲君主主義者であった。⁽²⁾ パリに戻った一七九一年三月には、

ジャコバン・クラブの会員となつたが、彼の国王に対する忠誠が非難的となり、また、同年七月のシャンド・マヌスの虐殺に端を発するジャコバン・クラブの分裂騒ぎもあって彼はいったんクラブを脱退し、ル・シャブリエらとともに穩健な立憲君主主義者のなかに身を置いた。同年九月には、パリ県の選挙人会によつて立法議会に選出され、同年一二月に、当時の議会内左派のジロンド派が多数を占めていたジャコバン・クラブのメンバーに再登録された。当時の彼の思想は、列強の干渉や改憲の企てに対して、革命の成果としての人権と憲法の擁護を力説した一七九二年一月一四日の議会での演説のなかに示されている。⁽¹³⁾ そして、一七九二年六月には、名門貴族の子孫であるエロー・ド・セシエルが、名だたるジャコバン・クラブの議長に任じられ、最も人格の相違するロベスピエールとエロー・ド・セシエルが同席して革命遂行にあたることになった。その後、ジャコバン派であるエローが王党派の救済に奔走して物議をかもしながらも、一七九二年九月には国民公会議員に選出され、十一月には議長も務めた。十二月から翌年三月の間はサボォワに派遣されてモン・ブラン県の軍隊を監視した。彼は、一七九三年六月に公安全委員会に加えられ、憲法草案起草と草案審議の議長を担当した後、八月一〇日の祭典でのヒーローとなつた。その後、バレールとともに外交委員会に属して活躍したが、同年一二月にパリにもどつて以後は、亡命貴族との通謀の嫌疑を受け、一七九四年三月に逮捕された後、四月五日にダントン、カミーユ・デムーラン、シャボ、バジールらとともに処刑され、三六歳の生涯を終えた。⁽¹⁴⁾

以上のように、一七九三年憲法を起草したモンターニュ派・ジャコバン派の革命家としてしられるエロー・ド・セシエルも、私生活上は貴族的な性格が抜けず、一七九三年にあつても急進的な共和主義者というよりは、多分に立憲君主主義的な心情の強い、非党派的な人物であったように推察される。とくにモンターニュ右派のダントンらと共に処刑されたことは、その一面を端的に物語つている。

しかし、彼の憲法理念、とりわけ次にみるような民主主義的な政治理念については、ルソーの思想に極めて忠実

な「デモクラット」であったことがわかる。彼は、一八歳のときルソーに会って以来ルソーの崇拜者であり、サボオワの地にあって一層その傾向を強めたようである。そのルソー主義者としての特徴は、憲法草案提出にあたつての国民公会での演説のなかに認められる。

(1) 憲法制定過程については、本稿(3)、第二章(成城法学10号)101頁以下、108頁注(1)の文献を参照されたい。

(2) とくに、本稿(3)、第二章、一〇四—一〇五頁。

(3) 当時の公安委員会のメンバーは、ブノーラン、カンボン、ダントン、ギヤード、モルトワ (Guyton-Morveau) ルヴェヤール (Treilhard)、トクロト、ベルニエ (Bernier)、トドマツ、ローリー (Robert Lindet) の九人であったが、後二者は憲法案には全くタッチしなかった。Choix de Rapports, Opinions et Discours, t. XII, 1820, p. 345 参照。

(**) リモーバルの「死の判決」(Décret punissant de mort tout partisan de la loi agraire ou de théories subversives sur la propriété) は、A. P., I. s., t. 60, pp. 292 に記載。ル・ソシエテ・ノ・アムの J. Jaurès, Histoire de la Révolution française, t. 8, 1924, pp. 96 et ss. (Edition revue et annotée par A. Soboul, t. 6, 1972, pp. 108 et ss.)

(15) A. P., I. s., t. 60, p. 292-293

(6) 五月一日の小説 (Décret instituant un emprunt forcé d'un milliard sur les riches) の内容は、A. P., I. S. t. 65, p. 119. 細林良輔『「アーチン革命総指揮官」』(大正十二年) に参考。

(7) 六月三日法の正文は、A. P. I. S. t. 66. p. 10 参照。原則として競売方式をと

点では、ジロンド派の土地政策と基本的に一致していたが、農民の団体取得を禁止した同年四月二四日の法律などに比して、年賦償還等の方法で貧農にも取得を可能にした点では、モンターニュ派の特色が認められる。河野健二「土地改革」桑原編前掲書一八一一八三頁参照。

(∞) 六月 | 日法の正文は、*Lois, et Actes du gouvernement*, t. 7, 1807, pp. 100 et s., A. P., l. s., t. 66, p. 224 et s. 野前掲論文 | K III 頁参照。

(20) 七月一七日法の正文は、Lois, et Actes du gouvernement, t. 7, 199 et s., いわゆる政策の結果については、河野前掲論文一六六頁参照。

- (10) ドゥ・ルイ・フィリップの「法律と行為」 Lois et Actes du gouvernement, t. 7, pp. 247 et s.
- (11) Archives Nationales ル・エスカル・ド・ラ・セ・ル・ブリュイーの原稿 (brouillon) とし ‘Recueil de pièces relatives à la Constitution de 1793, formé par Héraut de Séchelles’ トーランス・マーテル・ド・セ・ル・ブリュイーの原稿 (brouillon) とし。 J-J. Locherer, Héraut de Séchelles, l' aristocrate du Comité de Salut public, 1984, p. 164.
- (12) J-J. Locherer, op. cit., pp. 79-80.
- (13) A. P., I. s., t. 37, p. 414.
- (14) ハーリー・ル・モントーの『革命論』とし J-J. Locherer の翻訳書のとし。 J. Tulard, J-F. Fayard, A. Fierro, Histoire et dictionnaire de la Révolution française, 1789-1799, 1987, pp. 874-875; Scott and Rothaus, Historical Dictionary of the French Revolution, 1789-1799, 1985, pp. 463-465 とし。参考文献。たる ハーリー・ル・モントーの『革命論』 | 一七八九年の “Voyage à Montbar” 及び一七八八年の “Théorie de l'Ambition, 1802” (一橋大学社会科学古典叢書ヤンタ一歳) とし。 があら、後者を、ハーリー・モントーの翻訳書のとし。 が、彼の独創的な哲学論と説かれてる。
- (b) | 一七八九二年憲法の草案
- ①六月 | ○日 演説・憲法草案の趣旨説明—統治構造論
- | 一七八九年六月 | ○日のハロー・ル・モントーの演説とし。 トーランス・マーテルのとし。 第一章で触れた。 彼は、曲の起草した憲法草案の趣旨を、国民公会で次のようとのべた。⁽¹⁾
- 「共和国のうたる所で憲法が緊急に必要とわれてゐる。……」 | 七〇〇万人の人々は、大声でそれを求めてゐる。 もし、一定の地方で騒擾があるとすれば、それは、やむを得ない憲法が欠けてゐるためである。 それ「憲法の制定」を始めた | 丑遲いわゆるいわは國家の犯罪である。 しかしあた、それを完成した日は、トーランス・マーテルといへば起死回生の、ヨーロッパのいへいは革命の日となるだらう。 我らの運命はすぐトーランスの瞬間にかかるだらう。 それは、どんな軍隊よりも強力である……。」
- 「我々の心配は、あなたの方の要望をみたしてなこのやはなしをしむるが。しかし……我々の仕事には、絶え

ず、最も感動的な一致が伴つてきた。我々は、各自、最も民主的な結果に到達するという共通の望みをもつてゐる。人民権と人間の尊厳が、つねに我々の目の前にあつた。我々は、いつも、究極的には、人間の諸権利を獲得することに専念してきた。内心では、ひそかに、我々の仕事が、恐らくこれまで存在したなかで、最も人民のためのもの（populaire）であると思つてゐる……。」

「あなた方は、憲法典のなかに厳密に必要な条文を提示することを我々に課した。我々の特別の注意は、決してこの責務に背かないことであった。共和国の憲章は長くてはいけない。人民の憲法は、結局、人民の諸権力の憲法、人民の基本的な政治的権利の集積にすぎない。……我々は、順序よく進めるため、基本的に異なる三つの作業を区別することを余儀なくされている。それらは、憲法、その施行形態、諸制度の構図である。我々がここで報告するのは、憲法についてだけである。⁽²⁾」

こうして、憲法制定の意義を力説し、報告内容を限定した上で、エロー・ド・セシエルは、さらにいくつかの主要なポイントについて趣旨説明を開始した。その第一は、代表制についてである。

「我々は、まず、代表原理に最も重大な注意をはらつてゐる。とりわけ我々の共和国と同じ位に人が住んでいる国では、代表は、人口にしか基礎をおくことができない……。次に代表は、人民の中から直接選ばれなければならぬ。いいかえれば、人民は代表されないのである。……我々の原案は、人口五万人を形成するカントンの各集団ごとに一人の議員を一つの名簿にもとづいて選出させることにある。その他の方法は存在しない。……この種の他のですべての試みは実りがなく誤つてゐる。これまでそうであつたように、もし貴方が、選挙人会の様式「間接選挙制」を用いるとすれば、代表制の民主的原理を無効にすることにならう。あなた方は、多数決の影すら得られず、主権を破壊することになる。⁽³⁾」

ここでは、まず、憲法草案が採用した代表の直接選挙制を正当化し、ついで一定の公務員の選挙について間接選

挙制を維持したことについて、次のように弁解した。

「人民主権と選挙権について、かくも完璧に敬意を表したのであるから、他面で、我々が選挙人会を維持したことをお難しくないで頂きたい。我々は、法律やデクレが依拠する、言いかえれば、共和国の運命がかかっている代表「の選出」と、多数の公務員の任命との間に、大きな差異を確立することが本質的であると考えた」と。ここで、代表と公務員とを区別した理由として、後者の場合には、その起源と職務からして従属性があること、実際に人が直接すべての公務員を選出しうる状態にないこと、公務員の職務は単純かつ唯一のジャンルではないこと、かれらの投票の検索にはあまりに労力と時間がかかりすぎること、などが指摘された。⁽⁴⁾ ここでは、人民の代表ではないすべての公務員については選挙人会の選択にゆだね、さらに、その腐敗に対処するために国民陪審（大陪審）制度に期待する構想が展開された。この国民陪審とは、公職者の有責性を担保するために代表制に伴つて設置され、主権者の尊厳によつて要請される制度であり、次のように説明された。

「我々は、立法府や執行府の横暴によつて身体的に抑圧をうけた市民に償うために、大陪審の設立による救済を摸索してきた。それは、人民が、その代表を選出するのと同じ時に、また、同じ方法で創出する、強制的で有力な裁判所である。そこではいかなる横暴も許されず、疑わしい受任者がもはや裁判からも世論からも逃れることができない、自由の、威厳ある避難所なのである」と。（もっとも、このような制度は、後述のように、結局実現せずに終わる。）

次に、立法手続きの問題が論じられた。

「我々は、国民代表の上に大きな真実を確立したと考えている……。フランス憲法は、排他的に代表制であることはできない。なぜなら、それはまさに、代表制であると同時に民主制であるからである。実際、それを証明することとは容易であるように、法律は、デクレとは全く異なる。それゆえ、議員は、二重の性格を帯びることになるで

あらう。人民の裁可に付されなければならない法律においては受任者であり、デクレにおいてのみ代表であるにすぎない。したがつて、フランスの政体は、人民がみずからなしえないすべての事柄においてのみ代表制であるにすぎないことになる」。

こうして、法律の制定をすべて最終的に人民にゆだねることの理由がのべられた後、執行手続きに移つた。これは、執行評議会 (Conseil exécutif) が、議会や大陪審と異なつて人民の直接選挙によらないことの理由として、それが、人民を基礎にもつ最高位の使命をもつものではないことを指摘する。「執行評議会は、代表と大臣との中間の機関であり、人民の保護のためにある。……人民の意思の執行においては人民は代表されない。したがつて、執行評議会は、何ら代表の性格をもたない。もし、それが一般意思によつて選出されるならば、政治上の安直な取り違えからそれが代表に昇格されることによつて、その権威は危険なものとなるであらう。そこから、我々は、選舉人会によつて選出されるべきことを結論したのである。……幸いにも、このような非常に単純なやり方で、我々は、ルソーの『社会契約論』のなかの問題、すなわち、彼が、國家が拡大するにつれて縮小する政府、その官吏のすべてが、その憲法を強固にしつつ、決して全体的な憲法を変更しないように服従している政府を見出すことを提倡したときの問題の解決に到達した」と。こうして、ルソーの政府論の構想を念頭におきつつ、最後に自治体の問題に移つた。ここでは、「いかにそれが多数であらうとも、市町村 (municipalités) を維持しないことが可能だらうか。それは、革命に対する忘恩の行為であり、自由に対する犯罪であらう。また、それは実際に、人民の政府を無効にするものであるといえる」として、市町村を維持することの意義が強調された。

以上のように、エロー・ド・セシエルの演説のなかで、各カントンの第一次集会を基盤とし、人口比例原則にしたがつて、人民から直接選出された議員が立法府を構成する統治の基本構造が示された。それが依拠しているルソーの人民主権論では「主権は決して代表されえない」とから、一般意思の表明としての法律の制定は、最終的

に主権者人民に委ねられ、その意味で、立法府の議員（法案作成の受託者）は代表ではないとされた。しかし、法律事項については議員は代表ではないとしつつも、一定の事項を人民の裁可を経ずに制定しうるデクレに委ねたため、デクレについては、議員も代表の性格を獲得することとなった。ただし、執行担当者はいかにしても代表の性格はもたず、執行評議会の構成員は間接選挙で選出され、議員とすべての公務員が、人民の代表としての陪審員によつて譴責される制度が採用された。

こうして、エロー・ド・セシエルは、憲法草案の二六カ章の中で、人民主権原理を基礎とする单一不可分の共和国の諸制度を構築したが、審議の過程で最も重要な変更を被り、削除されたのは、第一五章の大陪審 (le grand jury) 制度であった。これは、趣旨説明のなかでも強調された人民主権構想の中心であつただけに、この制度が採用されなかつたことの意味は大きい。すでに制定過程の考察のなかでみたように、エロー・ド・セシエルは、立法府と執行評議会の圧政から人権を保護するために大陪審を設置し、特定の行為によつて抑圧されたすべての市民はそこに救済を求める権利をもつ（第一五章一条）ことを規定した。この機関は、刑罰は課さず、裁判所に移送する（同章三条）もので、いわば政治責任の追及をする政治機関であり、陪審員は、立法府と同様、各県の第一次集会によつて直接選出され、毎年改選されるものとされていた。

ここでは、法律の制定について、議員を受仕者と解することに伴なつて、その責任追及の手段を明確にし、立法過程において一種の命令的委任の制度を構想したものと考えられる。このことは、審議の途中であらたに六月二十四日に提示された修正案によって「議員に対する人民の譴責と立法府の圧制に対する人民の保護」を目的とする制度が提案され、すべての議員が立法期の終わりに選出母体である第一次集会で選挙民の裁定をうけ、譴責処分に付されることと、そこで「無罪宣告」がなされた後でなければ、再選も公職就任もできないことが規定されたことにも示されている。⁽¹⁰⁾

しかし、国民公会がこの制度を採用しなかつたため、結局、一七九三年憲法には、議員や公務員の責任追及手続しきが完全に欠如することとなつた。人権宣言案の第二九・三一条で「受任者」の語が用いられ、一七九一年憲法などにみられた命令的委任禁止の条項も存在しないことから、一七九三年憲法には命令的委任制度が採用されていたとする見解もあるが、実際には、命令的委任制度はとられていないことは第二章でも指摘したとおりである。⁽¹⁾ この点は、ルソーの原理に忠実であろうとしたエロー・ド・セシェルと、当時の他の国民公会議員、モンターニュ派議員の憲法思想との相違でもあり、次章でみるロベスピエールの命令的委任論との比較としても興味深いものである。

②六月二三日の人権宣言案の趣旨説明——人権論

六月二〇日の草案提出時に憲法草案の前に置かれていた人権宣言草案は、ジロンド派主導期にコンドルセ草案とともに審議され、五月二九日に採択されたものであった。しかし、モンターニュ派主導期による憲法制定作業がほぼ終了した六月二三日に、突如として、エロー・ド・セシェルが公安委員会を代表して、新人権宣言草案を提出した。

エロー・ド・セシェルの六月二三日の趣旨説明は、憲法草案の場合と異なつて極めて簡単なものであった。「市民の皆さん、あなた方は、公安委員会に新しい人権宣言草案の提出を委託したので、我々はここにそれを提示します。我々は、最初、簡潔な言葉で起草していましたが、それを読みかえすうち、それがあまりに無味乾燥なのに気が付きました。人権宣言は憲法のようであつてはいけないのです。後者は、簡潔さが要求されるのに対して、前者は、反対に、詳細で全世界に通じるものでなければならないのです。アメリカ人が我々に示した模範がそのようなものだったので、我々はそれにならつたのです」と説明され、ついで、前文と三五カ条の朗読が終わると、モンターニュ派席と傍聴席から喝采がわき起り、ダントン派のフィリポーが、直ちに採択することを提案し

た。ラフロン (Raffron du Trouillet) は、標題を「社会状態における市民の権利と義務の宣言」とすることを提案したが、ロベスピエールが、国民議会当時、僧侶たちとの問題で議論したことに言及しつつこれに反対した。ついで、エミール・カーノーが、国民公会のなかにこの人権宣言に投票しないものがいることを指摘して指名点呼による投票を要求したが、ロベスピエールが、右派席のなかに賛成しない市民がいることを懸念しつつこれに反対し、指名点呼はされずにおわ(12)いた。しかし、国民公会は、再度の朗読の後、審議なしにこの草案を最終的に採択したのである。

以上のような一七九三年憲法・人権宣言制定の過程からは、六月一〇日の段階以後、次第にロベスピエール派を含めたモンターニュ派の結束がはかられ、異議・審議の余地がない状態がつづかれつつあるなど、しかし、ロベスピエールが自己の個人的な人権宣言案との違いを捨象して制定促進のために影響力を行使したこと、そのことにも拘わらず、少数の反対者が存在し続けていたこと、人権宣言にはアメリカの諸宣言のモデルが多少とも参考にされていたなど、などが理解であるであろう。

- (1) A. P., l. s., t. 66, pp.256 et seq.
- (2) Ibid., p. 257.
- (3) Ibid., pp. 257-258.
- (4) Ibid., p. 258.
- (5) Ibid., p. 258.
- (6) Ibid., p. 258.
- (7) Ibid., p. 259.
- (8) Ibid., p. 259.
- (9) 本稿(3)、第11章(2)(a)（成城法学）10号、11号に於て参照。
- (10) A. P., l. s., t. 67, pp. 139-140.

(11) 本稿(3)、第二章(2)(a)注(37)（成城法学一〇号一四一頁）参照。

(12) A. P., I. s., t. 67, p. 106.

(13) A. P., I. s., t. 67, p. 108.

(2) 一七九三年憲法の原理

I 人権原理

(a) 権利の体系

一七九三年憲法の人権原理は、憲法冒頭におかれた前文と三五カ条からなる人権宣言（「人および市民の権利宣言」、以下「一七九三年宣言」と記す）のなかに体系化されている。⁽¹⁾

フランス憲法史・人権宣言史を通してみれば、この一七九三年宣言は、自由よりも平等を強調し、社会権的な諸権利をはじめて宣言したことで注目されてきた。⁽²⁾ところが、諸権利の体系や自然的諸権利の内容、とくに所有権の絶対不可侵性等については、一七八九年宣言やジロンド人権宣言との共通点が多く見られ、從来から指摘されてきたジロンド派・モンタニュ派の対立点よりむしろ、人権原理における両派の類似性の方が重視されるべきである。

まことに、権利の体系について、第一条で、社会の目的が「共同の幸福 (le bonheur commun)」にあり、政府は人間の自然的諸権利の享受を保障するために設立されたことを明らかにした。ついで、その保障が政府設立の目的とされた自然的権利（「人の権利」）の内容として「平等、自由、安全、所有」の四つが掲げられ（第二条）、各々の内容について順次規定された（第三～九条）。さらに、「人 (homme) の権利」に対応する「市民 (citoyen) の権利」として、市民の租税設定への参加権や憲法改正権・立法參加権が人民主権原理にもとづいて規定され（第一〇条・二五条・二八条・二九条）、教育や公的扶助等にかかる社会の義務が明示された（第一一条・一二一条）。同時に、公

務員の犯罪や抑圧に対する抵抗権が蜂起権（insurrection）として確立された（第三一～三五条）。さらに、人権の社会的保障の基盤が国民の主権にあることが第二三三条で示され、ジロンド宣言二五条と同様、人権保障と主権原理が連結されて、主権者各人が人権保障のため行動すべきことが明示された。

このような構成は、殆どジロンド宣言のものとかわらず、一七八九年宣言よりも一層綿密に整序・体系化がなされているといえる。人権の保障があらゆる社会的結合の目的であり、人権が国家機構と憲法原理の基礎をなすという前提、および、自然的権利の尊重という点では、一七八九年宣言以来の伝統を踏襲している。前文に「最高存在（Etat suprême）」が登場し、前文でも自然権が強調されているという点では、ジロンド宣言よりも一七八九年宣言の方に近いとさえいえる。⁽³⁾

人権宣言の標題も、ジロンド宣言が「人間の自然的・市民的・政治的諸権利の宣言草案」となっていたのに対し、審議過程での修正を経て、一七九三年宣言では、一七八九年宣言と同様「人および市民の権利宣言」とされた。ただ、第一条で社会的目的が「共同の幸福」であることを明示した点は、一七八九年宣言・ジロンド宣言と異なる。この表現は、社会改革をのぞむ当時のデモクラットたちの合言葉でもあったが、アメリカ独立宣言の個人の「幸福追求権」とも異なり、人権に対する社会の共同の責任を強調したもの、すなわち、生存権を強調したロベスピエールやサン＝ギュロット、アンランシェの影響をうけて民衆の生存に留意したもの、いいかえれば、後世の福祉国家理念の萌芽としての意味をもつものと理解することができよう。もつとも、このような「共同の幸福」理念や平等権の強調、社会的権利の導入にみられるモンタニユ派の人権理念、およびその「民衆寄り」の傾向は、同時に宣言された所有権などの自然的諸権利の実現との抵触が不可避である点で、限界を認めざるをえない。後にみるロベスピエールの人権宣言草案等との比較によつてこのことは一層明瞭となるが、憲法制定過程でのロベスピエールなどの協力ぶりからしても、人権宣言を含む一七九三年憲法の観念的・「心理留保」的性格が指摘される。

(一) 一七九三年宣言・憲法典の正文は、Duguit, Monnier et al., op. cit., pp. 62 et s. および、その訳文は、第一章（成城法學）10巻1—11頁以下の表）を参照されたい。

(2) 例えだ L. Duguit, op. cit., t. III, 3ed. pp. 627 et s. の点もいわく、本稿(1)、序章（成城法學）六号1—11頁）参照。

(3) これは、コントルセの自然権思想とモンターニュ派のそれとの違いによるものである。シロンド宣言については、本稿第三章「シロンド派の憲法原理」（成城法學）11号1—75頁）参照。また、一七八九年宣言については、拙稿「ブルジョア革命の憲法」杉原編『講座・憲法学の基礎』第五卷]市民憲法史』一九八八年、111頁以下も参照されたい。

(4) A. Mathiez, Girondins et Montagnards, 1930, p. 100.

(b) 諸権利の概要

① 平等

一七八九年宣言第二条に自然的権利として掲げられた四つの権利が「自由、所有、安全、圧制への抵抗」であり、シロンド人権宣言草案のそれが「自由、平等、安全、所有、社会的保障、圧政への抵抗」であったのに對して、一七九三年宣言第二条は「平等・自由・安全・所有」をあげた。「自由の第四年、平等の元年」として平等の保障が注目されていた当時の状況を反映して、シロンド草案審議中に平等が諸権利の筆頭に移されたことはすでにみたが、ここでは、単なる「法の前の平等」「権利の（形式的な）平等」原則ではなく、平等自体が、自由とならんで不可侵の権利の内容に含められたことが重要である。⁽¹⁾

シロンド宣言でも、コントルセの憲法思想に即して、平等が権利の一内容として位置づけられたが、「平等とは、各人が同一の権利を享受しうることにある」（第七条）として権利の平等、形式的平等の原則を明示するものにとどまり、実際にも、一七八九年宣言と同様に万人に対する法律の平等と公職の機会均等（第八十九条）が掲げられただけであった。これと比較すると、一七九三年宣言の場合は、社会の共同の幸福を実現するための平等は、それ自体、「法の前の平等」を意味する基本原理である（「すべての人は本質的に平等であり、法の前に平等である」第三

条)と同時に、社会が各人に保障すべき不可侵の権利として觀念され、法律の平等（「法律は保護を与える場合も处罚を与える場合も、すべての人にとって同等である」第四条）、公職就任の平等（第五条）、立法參加権の平等（第二九）など、平等を実現するための具体的規定がより詳細に定められた点に特徴がある。さらに、実質的平等の実現にとつて不可欠な公的扶助や教育についての規定は、後にみるような限界を残しつつも、民衆やロベスピエールの理念にそつて、社会・経済的平等の実質的保障への熱意を示したものであった。

②自由

自由に関する規定は、ジロンド宣言が第二条から第六条まで五カ条を当てていたのに比して後退し、第六条・七条の二カ条にすぎない。平等に関する規定（第三条・五条）が先行し、一七八九年宣言第四条以来の自由の定義は、第六条前段に移された。第六条では、「自由とは、他人の諸権利を害しないすべてをなしうる権能である」としてその限界を他人の権利に求め、権利の内在的制約を示した上で、「それは淵源として自然を、規律として正義を、防塞として法律をもつ」として、自然権的性格を強調した。この点について、一七八九年宣言第四条では、自由の限界は法律によつて規定されることが定められ、また、ジロンド宣言第三条でも、「自由の保持は、一般意思の表明である法律への服従によつてなされる」として、法律の優位が強調されていた。ここでは、一種の「法律の留保」が定められていたのに対して、一七九三年宣言では、法律が一般意思の表明であることを規定する第四条にも「法律は、社会にとつて有害なことのみを禁止できる」とだけ定められ「法律の留保」のニュアンスは払拭されてい。法律を自由の防塞としてのみ規定した趣旨からしても、法律が自由の限界を画するという限界論は後退しているといつてよいであろう。審議過程では、むしろロベスピエールらの中に、革命遂行のための法律による制約を主張する声があつたことと比較して興味深い。

ついで、第七条は、ジロンド宣言で三カ条にわかつれていた規定を総合して、出版その他のすべての方法による思

想表明の自由（表現の自由）と、平穏に集会する自由、祭祀の施行の自由を保障した。もとも、ここには、一七八九年宣言・ジロンド宣言と同様、結社の自由の規定は存在しない。一七九一年六月一四日—一七日のル・シャブリエ法が一七九三年の共和制のもとでも維持され、職人・労働者の団結の禁止が前提として承認されていたからである。このことは、後にみる所有権絶対不可侵の規定とあいまって、一七九三年憲法が、一七八九年以来のブルジョア革命の基本特質の枠内にあったことを示している。一方、一七八九年宣言とは異なり、ジロンド宣言で新設された祭祀施行の自由（信教の自由）は、国民公会の審議でも議論になり、一度削除されたが一七九三年宣言の自由のカタログの中に維持された。カトリックを制限しようとした当時の革命家たちは、その他の種々の献身によって置き換えることを試みたが、理性や最高存在への崇拜について、概して、モンターニュ派が熱心であったのに対して、ジロンド派はこれらの宗教的感情に敵対的であったことが知られている。⁽⁴⁾

③ 安全

安全、すなわち「社会が、その各構成員に対して、その身体、諸権利および財産の保全のために与える保護（第八条）」に関する規定は、ジロンド宣言第八条から第一五条までに詳細に保障されていた罰刑法定主義や無罪推定原則、刑罰の不廻及、厳格かつ比例的な刑罰の適用などの内容がそのまま踏襲された。一七八九年宣言やジロンド宣言の中でのこのような刑事手続規定がもつていて重要な重要性は、全体に占める条文の数にも示されているが、一七九三年宣言では、もはやその内容については確立したものとして、全く議論の対象にはならなかつた。

④ 所有

一七九三年宣言は、一七八九年宣言、ジロンド宣言と同様、所有権を絶対不可侵の自然権のなかに含めた。このこと自体が、社会・経済的不平等の是正と民衆の小所有の確保のため大所有を制限する構想を提示していたアンラジエやロベスピエールとの重要な差異をなし、ブルジョワジーの利害を優先したジロンド派との共通性を示してい

る。所有権の定義に始まる第一六条以下の四カ条は、「所有権は、任意にその財産・収入・労働および事業の成果を享受し処分する、すべての市民に属する権利である（第一六条）」、「いかなる種類の労働・耕作・商業も、市民の事業として禁止されない（第一七条）」、「すべての人は、その労務と時間について契約することができるが、自らを売買することはできない（第一八条一段）」、「何人も、適法に確認された公の必要がそれを要求する場合で、かつ、正当な事前の補償の条件下でなければ、その同意なしに、財産の最小部分も奪われることはできない（第一九条）」と定めた。

これらの規定は、ほとんどジロンド宣言を踏襲したものであるが、第一七条の処分対象から「資本」の語が削除され（ジロンド宣言一八条では「所有権は、すべての人が、その財産、資本、収入および事業を、意のままに処理する主体であることにある」とされていた）、第一六条・一七条の所有権の主体が「市民」に変更されたことには、注意が必要である。これは、ジロンド派と同様に所有の自由・任意処分性を容認してブルジョワジーの満足をはかると同時に、反面、民衆の要求に接近するため、資本主義的な大所有に反駁する態度を示し、旧特權財産の没収などの諸政策を正当化しようとしたものと考えられる。とくに、所有権の主体が「市民」とされたことは、自然状態における人の自然権としてではなく、社会状態において法律の制約を被つたものと捉える所有観、すなわち、ルソーやマブリ、モレリなどに連なる所有思想⁽⁵⁾や、所有を法律によって制限される社会制度と考えたロベスピエールの影響⁽⁶⁾を示しているということも可能である。しかし、一七九三年宣言の場合は、結局、これらの所有観には到達しえず、所有の自然権的把握から脱しえなかつた点で、その限界をも示すものとなつていて、同宣言の第一条で、所有権を人間の自然権として位置づけたことを変更するものではないことからしても、その所有原理の本質は、やはりロベスピエールやアンラジエのそれとは異なつて、ブルジョア的なものと考えるのが妥当であろう。モンターニュ派がブルジョワジー（とりわけその支持階層としての中流ブルジョワジー）の利益に資する所有原理を保持し

ていたことは、その政権下においても、一七九一年のル・シャプリエ法が維持され、営業の自由・契約の自由の原則が確保されていたこと、また他方で、すでにみたように「土地均分法」に対して死刑をもつてこれを禁止したことなどにも示されている。

⑤社会的権利

一七九三年宣言は、不幸な市民に労働又は生活手段を提供する社会の義務（第二一条）や全市民に教育を提供する社会の義務（第二二条）についての規定をおき、いわゆる社会権保障の萌芽を示した点で重大な特徴が認められる。しかし、公的救済や公教育についての保障はすでに一七九一年憲法第一篇にも定められていたし、ジロンド宣言でも、公的扶助を「社会の神聖な義務」と解し（第二四条）、初等教育についての社会の義務（第二三条）を保障していたことからすれば、厳密には、これを一七九三年宣言の特徴としてあげることは妥当ではない。一七九三年宣言では、たしかに「社会は、不幸な市民に対して労働を確保することにより、または労働しない者に生活手段を保障することにより、その生存について責務をおう」とジロンド宣言よりも詳細な規定をおき、市民の労働権や生存権の存在を予想させる定め方をしている。生存権を重視したロベスピエール草案や、国民公会での審議中、生存権（Le droit à la vie）を主張したモンターニュ派のチュリオらの影響をうけたことが窺える⁽⁷⁾が、一七九三年宣言では、労働権や生存権が明確な権利としての構成を与えられていかつただけではなく、個人の所有権の制約に到達していなかつた点で限界が認められる。ここでは、所有権の不可侵性、財産の享受・処分の自由が尊重された結果、社会的平等への配慮が単に社会の義務の宣言（プログラム）として示されたにすぎなかつたといえよう。

⑥人権の社会的保障と政治的権利

ジロンド宣言と同様一七九三年宣言でも、人権の社会的保障に関する規定をおき、主権原理と人権原理との連結をはかつた。第二三條の「社会的保障は、各人に諸権利の享受と行使を保障するための万人の行為のなかにある。

それは国民主権に基づく「それが國民主権に基づく」といふ規定は、ジロンド宣言二五条に修正を加えたものであるが、ここでは、政府の目的が人権（自然権）の保障にある（第一条）がゆえに、人権保障は国民の主権行使によって実現されるとが明らかにされた。いいかえれば、人権原理は主権原理に依拠し、人権保障は各人の行為（とくに市民の政治的権利の行使）によって維持されることが示されたわけである。続く第二四条（ジロンド宣言二九条）が「公務の限界が法律によって明確に定められず、すべての公務員の責任が確保されないとときは、社会的保障は存在しない」と定め、第二五一一七条に「主権は人民に属する」という人民主権規定をおいたのもそのためである。主権に関する規定の中では、主権の单一・不可分・不可譲性（第二五条）、人民の部分が全体の権力を行使しえない（第二六条前段）という一七八九年宣言以来の文言に加えて、主権者個人の意思表明の自由（第一六条後段）、主権篡奪者が死刑に処せられるべきこと（第二七条）、公務の一時性・義務性（第三〇条）、受任者の犯罪に対する処罰（第三一条）に関する規定が置かれた。主権者人民を構成する各市民の政治的権利として、憲法改正権（第二八条）が定められ、「各市民は、法律の制定、およびの受任者もしくはその代理人の選任に参与する平等な権利をもつ（第二九条）」として立法参加権・受任者選任権も明示された。ここでは、人民主権下では、当然に立法権・選挙権・憲法改正権が人民に最終的に帰属することが示され、後にみる憲法典での立法制度や、普通選挙、憲法についてのレフュレンダムなどの基本原則が示されたことになる。特に、第二九条で、選挙権が主権者を構成する市民の権利として構成されていたことは、「選挙権権利説」を明示したものとして比較憲法的に興味深いものである。⁽⁸⁾

⑦ 抵抗権・蜂起権

このほか、一七九三年宣言では、抵抗権について注目すべき規定が新設された。第三三条は「圧制に対する抵抗は、人間の他の諸権利の帰結である」として、人権の最終的な担保としての抵抗権の位置づけを明確にし、第三五一条は、「政府が人民の諸権利を侵害するとき、蜂起は、人民および人民の各部分にとって最も神聖な権利であり、最

も不可欠な義務である」として蜂起の手段を正当化した。「社会を形成する人々は、圧制に抵抗する合法的な手段をもたなければならぬ」としてあくまで合法的手段に固執して「たジロンヌ宣言」には、い)のような蜂起権の觀念は存在せず、これはローブスピニールやアンランジュの草案に依拠したものである。現に、第三回～三五条の文言は、ローブスピニール草案第二十七～二九条を踏襲しており、ローブスピニールの直接的影響が最もよく示されている部分である。まだ、モンターニュ派がこのような規定を掲げたことは、一七九二年八月一〇日および一七九三年六月一日の蜂起を正当化する意味をもつていたいとはいうまでもない。

- (1) 本稿(3)、第二章（成城法学）〇四～一二三～一二四頁）を参照されたい。
- (2) 平等が法原則が権利かとなる問題は、現代の憲法解釈上も検討を要するテーマである（例えば阿部・野中『平等の権利』一九八四年、八一頁以下）。一七九三年宣言は、この意味で歴史的研究の素材を提供しており、別稿で検討したくと考えている。
- (3) A. P., I, s, t, 62, pp. 707.
- (4) 儒教の自由、政教分離についてのシロハム派、ヤンターニュ派の比較については J. Chaumie, "Les Girondins", dans *Actes du Colloque: Girondins et Montagnards*, 1980, pp. 46-49., Mortimer-Termaux, *Histoire de la Terreur*, t. 8, pp. 88-89 もだ、国民公会の審議については、第二章（成城法学）一二四頁）による Choix de Rapports, Opinions et Discours, t. XII, 1820, pp. 288-290 参照。
- (5) ハーリー型とロック型の二つの所有思想の系譜については、藤田勇「商業の自由」と所有権觀念」高柳・藤田編『資本主義法の形成と展開（一）』一九七一年、五二一頁以下参照。
- (6) ローブスピニールの所有思想は次節で詳しく述べる。ヤンターニュ派であれば、一九世紀前半の社会主義思想の基礎となつたものとされる。A. Mathieu, op. cit., p. 94.
- (7) 一七九三年四月一九日の国民公開審議の発言。A. P., I, s, t, 62, p. 705.
- (8) 選挙権権利説および選挙権公務説のフレンチスの展開とわが國との問題状況については、拙稿「フランスにおける選挙権論の展開（1）～（3）完」法律時報五一卷四～六号を参照されたい。

(2) 一七九三年憲法の原理

II 統治原理

(a) 一七九三年憲法の統治原理—共和制と人民主権原理

一七九三年憲法は、その制定作業が開始された時点においてすでに、「フランスで最初の共和制憲法」となる使命を帯びていた。一七九二年八月一〇日の革命による王権停止、九月二一日に招集された国民公会での共和制樹立の決定、憲法を人民投票に付する旨の宣言、共和国の单一・不可分性の宣言などによって、共和主義と人民主権の原則が予め決定されていたからである。一七九二年一〇月から一七九三年四月にかけて応募された三〇〇以上に及ぶ憲法私案の中でも、また、同年四月一五月のジロンド派主導期におけるジロンド憲法草案審議の過程でも、第一次集会での市民の主権行使と男子普通選挙、人民の立法への参加等に基盤をおいた人民主権の構想が採用され、後に「フランスで最も民主的な憲法」と称される民主的な統治原理が明らかにされていた。

一七九三年六月一〇日に提出されたエロー・ド・セシエルの憲法草案は、これらの準備期間中の成果をすべて集約し、精密で大部なジロンド憲法草案の内容を、より簡潔なものに整序しつつ、さらに、民衆の政治的要求に接近したロベスピエール草案の急進的な構想をも一部取り入れることによつて、ジロンド派追放後のモンターニュ主流派の憲法原理を集成したものといえる。

このよくな一七九三年憲法は、六月二十四日に採択された時点で、全部で二五章、一二四カ条からなり、全一三篇、三七〇カ条を擁したジロンド憲法草案に比して、より簡潔で体系的に編成されていた。もつとも、六月一〇日の草案の時点では、全部で二六章、九八カ条であり、その構成は、第一章「共和国」、第二章「人民の区分」、第三章「市民の身分」、第四章「人民主権」、第五章「第一次集会」、第六章「国民代表」、第七章「選挙人会」、第八章

「立法府」、第九章「会議の開催」、第一〇章「立法府の機能」、第一一章「法律の制定」、第一二章「法律とデクレの公布」、第一三章「執行評議会」、第一四章「執行評議会と立法府の関係」、第一五章「国民大陪審」、第一六章「(地方) 行政府」、第一七章「民事裁判」、第一八章「刑事裁判」、第一九章「破毀裁判所」、第二〇章「租税」、第二一章「国庫」、第二二章「決算」、第二三章「共和国軍隊」、第二四章「国民公会」、第二五章「諸外国とフランス共和国との関係」、第二六章「諸権利の保障」からなっていた。このうち、第一五章が審議中に削除され、諸条文の項目が整序・追加された結果、採択時には、二五カ章、一二四カ条となつた。⁽¹⁾

さて、以上のような一七九三年憲法の構成のなかで、人民主権、国民代表、立法府のあり方、などに重点がおかれていたことは、すでにみたエロー・ド・セシエルの趣旨説明にも示されている。もともと、立憲君主制のもとで國民主権原理を確立した一七九一年憲法に対して、新たな共和制のもとで、男子普通選挙に基づいて人民主権原理を採用することは一七九三年憲法制定過程を通じての課題であり、ジロンド草案でも、共和制と人民主権の採用が大前提として認められていた。ジロンド草案の場合には、人権宣言草案のなかで主権の单一・不可分・不可譲性(第二六条)、主権篡奪の禁止(第二八条)、主権の人民全体への帰属と市民の主権行使参与の権利(第二七条)、人民の憲法改正権(第三三条)が定められ、憲法草案の前文で、共和制および自由・平等・人民主権原理の上に政府が設けられることが宣言されていた。さらに、憲法典のなかで、これに基づいて男子普通選挙制や人民の立法参加手続(法律発案権および拒否権の保障)が構想されていたが、一七九三年憲法は、これらの内容をさらに一步進めたものである。ジロンド憲法草案の主権原理については、これを実質上「ナントン主権」原理と解する見解が存在することはずであつたが、この見解によつても一七九三年憲法の主権原理は「ノーブル主権」と解されている。⁽²⁾この意味でも、ジロンド憲法草案の主権原理との相違点をふまえて、具体的な統治構造にてらして一七九三年憲法の人民主権の構造を分析することが必要となる。

一七九三年憲法では、人権宣言（一七九三年宣言）のなかで、ジロンド憲法草案と同様に、主権の人民への帰属と主権の单一・不可分・不可譲性（第二五条）や主権纂奪の禁止（第二六条）、憲法改正権（第二八条）を定めたが、各市民の主権行使の権利については、ジロンド憲法草案よりも一層明瞭に、法律制定および受任者・代理人の選定権を定めた（第二九条）。また、主権者の意思表明の権利（二六条後段）、主権纂奪者の死刑（第二七条）、人民の受任者の処罰と有責性（第三一条）などの規定を新設して、主権者の受任者へのコントロールを強化することに努めた。

さらに、憲法典では、まず第一章で「フランス共和国は一にして不可分である（第一条）」ことを定め、ジロンド憲法草案には存在しなかった人民主権に関する規定を第四章に新設した。ここでは、「主権者たる人民とは、フランス市民の總体である」として、主権はフランス市民の總体に帰属することを定めた（第七条）。（一七九三年六月一日の国民公会の審議において「フランス市民の總体」という文言が「フェデラリズムに通じるすべての道を開ざすために」追加されたことはすでにみた。⁽³⁾）ここでいうフランス市民の要件については、第三章が定め、フランスに生まれ、居住する満二一歳以上の男性、もしくは、一年以上フランスに居住する満二一歳以上の外国人で、所有権を取得したりフランス女性と婚姻したり養子となるなど一定の要件を満たした者、もしくは、立法府が認定した者が、フランス市民の資格を取得することとした（第四条）。また、市民資格喪失要件として、外国への帰化、非人民政府の職務または援助の受諾、加辱刑または体刑の判決を定め、市民資格停止の要件として、欠席裁判による判決をあげた（第五・六条）。

さらに、人民主権に関する第四章では、具体的な主権行使の内容として、議員を選出（第八条）し、公務員および各種裁判官（民事裁判所・重罪裁判所・破壊裁判所の裁判官）の選任を選挙委員に委任し（第九条）、法律を議決すること（第一〇条）を定めた。

このように、一七九三年憲法では、共和国での人民主権の原理、および主権の主体と主権行使の内容を明確にした上で、第五章以降で、市民の主権行使の手段について具体的に規定した。そこで、主権行使の内容として位置づけられた統治機構については、次に、項を改めて個別・具体的に検討することにしよう。

(1) 一七九三年憲法制定の過程については、本稿(3)、第二章（成城法学二〇号）一〇二頁以下、一〇八頁注（1）の文献を参照されたい。

(2) 杉原前掲書〔国民主権の研究〕二七三頁以下参照。フランス革命期の主権原理として、「國民主権」と「人民主権」を区別し、一七九一年憲法と一七九三年憲法に各々の典型をみるフランスおよび日本の憲法学の支配的見解、および、その場合の主権ないし主権原理の意義と主権の帰属の意義、ジロンド憲法草案の主権原理等をめぐるわが憲法学界での見解の対立については、すでに、本稿(1)、序章（成城法学一六号三〇頁以下）、同(4)、第三章一（成城法学二二号一八六〇一八九頁注(3)(4)）で概観した。しかし、最近の新たな批判論や論点整理の出現もあり、以下では、改めて対立点を整理した上で、「國民主権」と「人民主権」の区別のマルクマールについて、再度簡単に検討を加えておくことが適当と思われる。

(i) 主権ないし主権原理の意義、主権の帰属の意義等について。

わが憲法学界では、日本国憲法の「國民主権」の理解をめぐって種々の解釈が存在してきたが、フランス憲法学研究の成果を反映した「七〇年代主権論争」期の学説の展開によって、主権・主権原理・主権の帰属の意義についての対立点が明確化した。すでにみた杉原教授の見解では、主権を国家権力自体と解し、主権原理を「國家権力の国内における法的帰属を指示する原理」と捉える（杉原『國民主権と国民代表制』四九頁以下）。さらに、主権の帰属について、国家権力（支配権）自体の主権主体への帰属を問題とする（芦部教授の用法でいう「権力的契機」で捉える）ことから、主権主体が主権行使するための統治機構（組織原理の側面）の解釈が主権論の課題となる。これに対して、樋口教授の場合には、主権論の本来の土壤での主権とは、憲法制定権力のことであり、主権の帰属の意義（「国民が憲法制定権者だという命題」は、「憲法の正当性の所在を示す」ものと解する（樋口『近代立憲主義と現代國家』二九九頁以下）。ここでは、主権原理を「正当性の契機」、いいかえれば「建前」の問題として捉え、憲法制定権力は「永久に凍結」されたものとするため、主権論は有効な解釈原理として機能しないとしていわゆる「主権概念不用」論が導

かれる。さらに、最近では、芦部教授から、同じく憲法制定権力を基礎として主権概念を理解しつつ、その帰属について、「正当性の契機」のみならず、憲法改正権（「制度化された憲法制定権」）への転化を認めるにによって「権力的契機」との結合を認める折衷的な見解が提示されている（芦部『憲法講義ノートI』一九八七年、一二一頁）。「以上については、本稿(4)、第三章（成城法学二二号）一八六頁注(3)で指摘した文献のほか、高橋和之「國民主權の構造」樋口ほか『考える憲法』一九八八年、一四頁以下を参照されたい。」

さて、以上の論点について、筆者は、すでに述べたように、主権原理を、本来的には、國家権力自体の帰属を指示する法原理として捉え、主権論を統治原理（組織内容）の解釈にとつても有効なものと解している。ただし、フランス革命期憲法の実態からすれば、（君主主権の否定とブルジョワジーの権力奪取という革命の成果を確認するための一七九年宣言の主権原理、さらに、一七九一年憲法の「國民主權」原理の下で実際に権力の行使から排除された民衆によって、権力奪取のために構築された「人民主權」原理を中心としてみれば）「権力的契機」を前提として成立したと解される主権原理は、一七九一年憲法のもとで「國民（抽象的・觀念的な国籍保持者の総体）」を主権者とする「國民主權」原理が確立された過程で「正当性の契機」が前面に押し出され、民衆（受動市民）排除の実態を隠蔽するイデオロギー的機能を果たしたといえる。また、「人民主權」原理のもとでさえ、権力の正当性が「人民」にあるとする「建前」に転化する可能性を含むものであることからすれば、主権の帰属の意義には二つの契機が不可分に含まれ、主権原理における権力的契機は、正当性の契機と分離することはできないのではないかとも考えられる。「以上の点につき、本稿(4)、第三章（成城法学二二号）一八六頁注(3)、前掲拙稿「ブルジョア革命と憲法」五八一五九頁参照。」

(ii) 「國民主權」と「人民主權」の区別のメルクマール。

さて、以上の議論は、「國民主權」と「人民主權」を区別するフランス憲法学の理論を前提としており、ここでは両者の差異を明確にしておくことが必要となる。

まず、第一に、両主権理論における主権主体、すなわち、「國民（ナシオン）」と「人民（ブール）」の差異が問題となる。わが国では、カレ・ド・マルベールなどのフランス憲法学の理論を基礎とする杉原教授によつて、「國民（ナシオン）」とは「抽象的な国籍保持者の総体」、「人民（ブール）」とは「具体的な市民の総体」として説明されてきた。（後者を普通選舉権者と同視することから、芦部教授らによつて後者を「有権者主体説」として整理されることが多い（芦部前掲論文②「法学教室五六号五四頁」）が、正確には、国家意思決定能力者のことを意味し、法律上の有権者と同視され

るわけではない。」樋口教授の場合は、従来の著作では「厳密な主権規定をのがれていない」（渡辺良一『近代憲法における主権と代表』一九八八年、一九頁）ため、杉原・芦部教授らによつても以上と同様の趣旨であると解されてきたが、最近、「人民主権」の場合の「人民（ピープル）」を「国民全部」とする見解が開示された（樋口「『魔力からの解放』と『解放のための魔力』法律時報五九巻五号一一三頁および法学教室八〇号一二頁の座談会発言）。カレ・ド・マルベールのみならず、ヴデル、ラフリエールなど、フランス憲法学の支配的見解では、「国民（ナシオナ）」を「全國民」、「人民（ピープル）」を「政治体を構成する個人の総体」として理解してきたことは事実であり（渡辺良一「『國民主権』論における『國民』と『人民』」前掲書三七頁）、筆者も、革命期憲法の実証的研究の結果からしても、このような支配的な見解が支持されるべきものと考えている。しかし、ルソーのいう「人民（ピープル）」も、当時は、（女性や未成年者等を含まない）都市国家の構成員全部を意味したことを指摘する樋口教授のような見解は、「市民」概念（およびその総体としての「人民」概念）の相対性を根拠として、カレ・ド・マルベールの見解を批判してきた従来の学説や最近のバコ教授らのフランス憲法学説にも一脈を通じるものがあり、昨今の新たな主権学説とともに再検討に値することを指摘しておかなければならぬ（G. Bacot, op. cit. バコ教授の見解については、光信一宏「フランスにおける最近の主権論」法律時報六〇巻九号六九頁以下の紹介を参照）。一七九一年・一七九三年憲法の主権主体とともに「市民団」とし、一七九五年憲法の主権原理をシンテーゼと解するバコ説への疑問については、拙稿「フランス革命二〇〇年と憲法学」ジユリスト八八六号一〇三頁で述べた。また、近代憲法学における「國民」と「人民」概念の再検討を試みた最近の著作として Stéphane Pierré-Caps, *Nation et peuples dans les constitutions modernes*, 1987, 2 vols. が注目されるが、いわゆる「フランス憲法の主権主体」の「市民」概念の重要性を指摘している。Ibid., t. 1, pp. 109-117。第二に、「國民主権」と「人民主権」の区別について、主権主体とともに重要な要素となるものが、統治原理との関係である。主権原理の意義についてみたよほど、杉原教授の立場では、二つの主権原理に適合的な統治機構の解明が主権論の主要な課題となり、とりわけ、「人民主権」に適合的な直接民主主義の諸制度（人民自身による立法を実現するための人民投票の制度あるいは、命令的委任の制度）の検討は日本国憲法の解釈論にとっても重要な意味をもつ。反面、「國民主権」原理は、国民代表制（純粹代表制）を不可避免的に導いたが、理論上は、その主権原理自体は特定の国権行使の方法を規定するものではなく、普通選挙や直接制の手続きをも排除するものではないことから、半代表制・半直接制への展開も、「國民主権」原理を基礎にしたものと解される（質的展開は否定される）。これに対し、（主権論自体の解釈

論上の意義をさほど重視しない) 権口教授にあっては、むしろ逆に、原理上、「國民主権」が純粹代表制を、「人民主権」^{イノブル}がルソー流の直接民主主義的要因を肯定するものとされ、普通選挙確立期以後の半代表制の展開が「國民主権」から「人民主権」原理への質的転換として理解される(前述・本稿(1)・序章・成城法学一六号三三・三五頁参照)。もつとも、すでにみたような権口教授の主権主体や主権原理についての理解からすれば、民意の支配という建前のもとに半代表制下に觀念される主権原理は、権口教授の用語では「人民主権」であっても、杉原教授の理解によれば「國民主権」^{ナショナル}と解されることとなり、第四・第五共和制の憲法を半直接制^{ハーフ}「人民主権」と捉える権口教授と、これを半直接制^{ハーフ}「人民主権」と捉える杉原教授の認識は、実際には一致しているものと考えられる。また、筆者は、「人民主権」の統治構造上のメルクマールを、①人民による意思決定の保障、その手段としての(a)普通選挙制度、および(b)人民による立法行使のための人民投票制度もしくは命令的委任制度、②人民による執行監督の保障、その手段としての(a)人民による公務員の責任追及・罷免制度、および、(b)議会による執行統制装置、の採用に求めていた(前掲拙稿「フランス革命における一七九三年憲法の研究」序説〔二〕一橋研究第二巻一号七三頁)。すでにジロンド憲法草案に際してみたように、一七九三年憲法の場合には、たとえ不十分ではあっても、これらのメルクマールが原則的に採用されているものと解しておき、一七九三年憲法^ハ半直接制^ハ「人民主権」の憲法というフランス憲法学の支配的見解と同様の基盤にたつてゐる。この点については、次に具体的な統治原理の検討のなかでさらにのべることにする。

(3) 本稿(3)、第二章(成城法学二〇号一三〇頁)を参照されたい。

(b) 主権行使の形態と統治機構

① 第一次集会(Assemblées primaires)

人民主権原理を実現する人民の主権行使の基盤は、各カントンの第一次集会である。このことは、「人民の区分」に関する憲法第一章で「フランス人民は、主権行使について、カントンの第一次集会に区分される」として示され(第二条)、行政および裁判権についての県・ディストリクト・市町村という区分と対置された。憲法第五章では、まず、第一次集会の構成について、第一次集会は、各カントンに六ヶ月以上居住する二〇〇名ないし六〇〇名の市民からなることを定めた(第一一・一二条)。ここでは、市民の資格は、議員の選挙人の資格と同一であり、各市民

は、第一次集会において選挙権を行使するものとした。⁽¹⁾ 第一次集会の機能のうち、最も基本的なものといえる選挙は、国民公会の議員の選出、行政官と一定の裁判官選出のための間接選挙人の選出についてなされるが、その方法については、第一次集会での投票は、各選挙人の選択にもとづいて、口頭もしくは投票用紙への記載によることが定められた（第一六条）。

また、第一次集会の法律議決の機能については、「法律に関する投票は、賛成または反対によってなされる」（第一七条）ことが定められ、市民に法律制定の最終決定権を委ねる形態がとられた、法案の修正権は認められず、この投票の結果、第一次集会の意思が「〇〇人の投票権者を擁する〇〇第一次集会に集合した市民は、〇〇の多数によつて、賛成または反対する」という形式で表明される（第二〇条）こととされた。また、第一次集会は、投票権を有する市民の五分の一の請求にもとづいて臨時に開会され（第三四条）、この場合には、集会地の市町村長が招集する（第三五条）が、臨時第一次集会は、投票権を有する市民の過半数の出席がなければ議決することができない（第三六条）と定められた。以上のような第一次集会の構成と機能は、まさに、一七九三年の人民主権体制の根幹をなすものであり、当時のサン＝キユロットたちも要求していた王権行使の形態を実現しようとするものであった。エロー・ド・セシエルの原案では、第一次集会を構成する市民の居住要件が三ヶ月とされていたのに対し、審議中に六ヶ月に修正され要件が加重された。しかし、市民資格の取得に一年の居住要件を課した上でさらに第一次集会での投票資格として引き続き三ヶ月の居住要件を課していくジロンド憲法草案（第二編第一条・三条・七条）と比べると、なお、要件は緩やかである。⁽²⁾ これは、主権者がなるべく主権行使から排除されることがないようになる為の配慮であると考えられる。また、ジロンド憲法草案が第一次集会を構成する市民の人数を四五〇ないし九〇〇人としていたのに対し、一七九三年憲法がその規模を縮小したこと、民主的な討議・運営にとって、より有効な対応と考えられる。

ここでは、ジロンド憲法草案も一七九三年憲法も、いずれも、市民資格や第一次集会での投票資格の喪失の要件として、外国への帰化や受刑（公民権剥奪）をあげているにすぎず、ジロンド憲法草案が投票権行使を不能にする要件として無能力・心神喪失をかかげていたことからしても、意思決定能力を有するすべての市民（成年男子）の主権行使を最大限に保障しようとする人民主権原理の基本原則が読み取れる。また、当時のサン＝キュロットたちが実践していたパリのセクション集会などでの自治の精神に基づいて、ジロンド憲法草案と一七九三年憲法も、ともに、第一次集会の内部警察権を自らに帰属させ、武器携行禁止によって自己規制を強いていたことも注目される（一七九三年憲法第一四・一五条、ジロンド憲法草案第三編第四節一条～四条）。

②選挙権と選挙制度

(一) 選挙権の帰属（普通選挙）

一七九三年人権宣言第一九条は、「各市民は、法律の制定、および、受任者もしくは代理人の選出に参与する（concourir）平等の権利を有する」と規定し、議員の選挙権を各市民の「権利」として明示した。このことは、すでにみたように主権者を構成する市民の資格と選挙人の資格を一致させる人民主権原理のもとでの選挙権の本質論を知るうえで重要な意味をもつ。クロード・セシエルの演説のなかでも、人民主権と選挙の権利の尊重が強調されていたが、一七九三年憲法の人民主権原理の下では、主権者の権利として、すべての市民が議員の選挙権をもつことが基調とされている。これは、後の第三共和制期の憲法学の用語でいう一七九一年憲法体系下の「選挙権公務説（théorie de l'électrat-fonction）」に対置される、「選挙権権利説（théorie de l'électrat-droit）」の採用に他ならない。⁽⁴⁾後の一七九五年憲法は、一七九三年憲法の「主権者（人民）＝市民の総体」、「主権者の構成員＝市民＝選挙人」という構造を踏襲する外形をとりながらも、主権者を構成する市民の資格自体のなかに財産による制限を課し、本来「選挙権権利説」とは相容れないはずの制限選挙制度を採用したが、⁽⁵⁾一七九三年憲法では、前年九月の国

民公会選挙すでに実現され、憲法私案の殆どが要請していた（男子）普通選挙制度を採用した。

また、被選挙権については、一七九三年憲法では「市民の権利を行使するフランス人はすべて全共和国領土内で被選挙権をもつ」（第一八条）と規定され、選挙資格と同一の被選挙資格を認めていた。この点では、被選挙資格年令を二五歳として選挙年令資格を加重していたジロンド憲法草案とは異なっているが、全共和国領土内で被選資格を認めるることは同一であった。被選挙権に関する上の規定は、「各議員は国民全体に属す（第二九条）」という規定と対をなし、選出された各議員が、選出した選挙区の代表ではなく、全国民の代表であることを明らかにしており、代表制の性格を考察する上で重要である。すでに憲法制定過程についてみたように、国民公会での審議では、一方で選挙区の受任者の責任を追及しうる命令的委任論に通じる見解があつた反面、他方でフェデラリストを排するという観点にたつた批判が強く、結局、後者の方向で「全国民の代表」論が採用されたのである。⁽⁶⁾

（ii）選挙制度の概要

「主権者人民は、フランス市民の総体である。主権者人民は、直接、その議員（députés）を選出する」（第七一八条）という規定にしたがって、国民議会の議員の選挙について、男子普通直接選挙制が採用された。この制度では、選挙権者は、第四条で市民権の行使を認められた市民、すなわち、フランスに生まれ住所をもつ二一才以上のすべての男子および一定の要件をみたす二一才以上の外国人であり、各市民は、六カ月以上居住するカントンの第一次集会に組織されて（第一一条）、毎年五月一日に選挙権を行使することとされた（第三三条）。また、国民代表に関する第六章では、議員は、人口のみを基礎として人口四万人（条文では、三万九千人から四万一千人）に一人の割合で、絶対多数により（第二一一四条）選出されることが定められた。開票は、各第一次集会ごとにおこない、第一回開票の結果絶対多数がえられない場合には、上位二名について第二回投票が行われる。得票が同数の場合は、最年長者が優先し、同年のときは抽選による（第二六一二七条）とされた。

一方、憲法は「主権者人民は、行政官 (administrateurs)、公仲裁人 (arbitres publics)、刑事裁判官および破毀裁判官 (juges criminels et de cassation) の選定を選挙人に委任する」(第九条) と定め、一定の公務員について間接選挙制度をもあわせて採用した。その趣旨は、ヒロー・ド・セシヨルの演説についてすでにみたが、審議中も間接選挙制に反対する意見が強く、人民主権の完全な行使には直接選挙の原則が適合的であることが認識されていたことが注目される。しかし、国民公会は、行政官に国民代表と同じ地位や重要な性格を持たせないことを主張したロベスピエールの見解に従い、民主的正統性をもつ国民代表の地位をより上位におく観点から、行政官と裁判官の選出を選挙人会に委ねる規定を可決した⁽⁷⁾。一七九三年憲法は、この制度を実施するため、第七章に選挙会 (Assemblées électrales) に関する規定をおき、第一次集会に集合する市民の数（実際の出席者は不問）二〇〇人について一人、二〇〇一人から四〇〇人について一人、五〇一から六〇〇人について三人の割合で選挙人を選出する」ととした（第七十七条）。

以上のような選挙制度は、ジロン・ド憲法草案が、議員のみならず行政官や裁判官に対しても男子直接普通選挙制を採用して民主的な形態をとりながらも、反面、推薦投票を併用してきわめて複雑を手続きを定めたとの難点を改め、簡潔でより民主的な手続きを実現したものといえる。また、一七九三年憲法が、ジロン・ド憲法草案のような名簿式の推薦投票制を採用せず、單記直接投票制を確立したことは、単に手続きを簡略化しただけでなく、議員の「県代表」的な性格を排除するためでもあった。国民公会での審議中に、ラメールらモンターニュ派の議員から、フローデラリストを避けるために主張されていた内容は、国民代表の基礎を人口のみに限定して「全國民の代表」を確保し、命令的委任を排除することだけでなく、被選挙権の範囲や選挙制度の決定についても影響を与えていたことが理解できる。

一方、投票の方法については、（本選挙では無記名投票として推奨投票の段階で記名投票制を採用したジロン

ド憲法草案とは異なつて) 一七九三年憲法は、投票者の選択によって記入投票もしくは大声による投票を認めており(第一六条)、未だ無記名投票による秘密選挙の原則が一律には確立してはいなかつたことに留意すべきである。これについては、国民公会での審議の過程でかなり議論があつたところであるが、憲法では、結局、二つの方法が併用され、いずれか一方の投票方法に一律に定めることはできない(第一七条)とされた。⁽⁸⁾ここでは、投票の秘密を望む市民については、口頭ではなく投票用紙による投票が保障され、さらに、文字を書くことができないが、口頭でなく投票用紙による投票を望む市民については、監督員がその投票を証明する(第一八条)ことによって、文盲者の投票の秘密も保障されたことになる。秘密投票の原則が一律に採用されなかつた背景には、当時の民衆の文盲率の高さや、革命状況下での革命派による公開選挙の要求などとあわせて理解する必要がある。また、憲法では、口頭での投票を望まない選挙人には投票(秘密)の方法を選択することが可能とされ、むしろ、結果的には、投票方法について選挙人の意思を尊重する方法が採用されたことに注目すべきであろう。

③立法府と意思決定手続き

(i) 立法府の構成・議員の特権

憲法第八章では、立法府について「一にして不可分であり、常設である(第三九条)」と定め、常設の一院制を採用した。会期は一年であり(第四〇条)、毎年七月一日に開会し(第四一条)、国民議会開会の定足数は二分の一以上(第四一条)である。憲法第六章で「全国民の代表」としての性格を与えられた国民議会議員には、免責特權と不逮捕特権が与えられ、次のように定められた。「議員は、立法府内で公表した意見のために、いかなる場合も捜査され、訴追され、裁判されない(第四二条)」「議員は、刑事案件については現行犯によつて逮捕される。しかし、議員に対する逮捕状も勾引状も、立法府の許諾がなければ発せられない(第四三条)」。これらの議員特権について、は、制定過程の審議中かなり議論されたが、人民の代表を裁判官が裁くことの問題性を指摘しつつ原案に賛成した

ロベスピエールの意見にしたがつて採択された⁽⁹⁾。もともと、草案審議の段階では、人民の代表を人民自身が裁ぐための国民陪審の設立が前提とされていたが、最終的に国民陪審制度が否決された結果、これらの議員特権をもつた議員の腐敗を裁ぐ手段が欠落することとなり、一七九三年憲法の一つの限界を形づくことになった。

このほか、国民議会の開催に関する憲法第九章では、会議の公開（第四五条）、会議録の印刷（第四六条）、議決時の定足数二〇〇名（第四七条）、過半数による議決（第四九条）、五〇人以上の議員による指名点呼の要求（第五〇条）のほか、議場内の行為についての国民議会の懲罰権（第五一条）、議場および周辺地域における国民議会の警察権（第五二条）が定められた。

次に、憲法第一〇章の立法府の職務については、まず、「立法府は、法律 (loi) を提案し (proposer)」、「デクレ (décret)」を発する（第五三一条）ことが定められた。ここで、法律とデクレを区別したことにについては、すでにエロー・ド・セシュルの演説の中で「議員は二重の性格をおびることになる。人民の裁可に付されなければならない法律においては受任者であり、デクレにおいてのみ代表であるにすぎない」と説明されていたところだが⁽¹⁰⁾、デクレが人民の裁可に服さずに立法府の議決だけで成立するのに対し、法律は、その最終的決定権が人民（第一次集会）に委ねられ、立法府の職務は法律案の提示に限定された。

問題は、いかなる事項を法律事項に含め、いかなる事項をデクレとして除外するかにあった。確定された憲法第五四条には、法律事項として、民事および刑事の立法、共和国の経常収支の一般的管理、国有財産、貨幣の純分・重量・刻印・名称、租税の種類・総額・徵収、宣戰布告、フランス領土に関する一切の全般的新区分、公教育、偉人を記念する公的榮典に関する事項が含まれた。これらのうち宣戰布告については、草案ではデクレ事項であったものが六月一六日の審議によって法律事項に変更された。また、草案にあった警察に関する事項は法律事項のなかから削除された⁽¹¹⁾。

また、第五五条のデクレ事項には、陸海軍の設立等の軍事、領土の防衛、条約の批准、公的救済・公共事業の区分、造幣命令、予備費、軍隊指揮官の任免、閣僚及び公務員の訴追・責任追求、共和国の安全に対する陰謀容疑者の訴追、フランス領土の部分的な変更、国家賠償など、一五項目におよぶ広汎な内容が含まれた。とくに、デクレ事項のなかに、防衛や条約など、対外的に重要な政策決定に関する問題が含まれ、また、予備費などの予算の内容や公務員の犯罪に対する訴追など、主権者の意思に重大な係わりをもつ内容まで含まれて、これらの重要な事項が人民の裁可に付さないこととされたのは、「人民による立法」という人民主権原理にとって大きな限界を示すものであるといえる。⁽¹²⁾ この点については、瑞典に関する事項が法律事項になつてゐるのに対し、領土の防衛、条約の批准や安全・全体の公安に関する事項がデクレの領域に入れられたことなど、二つの区分への分類は、多分に不調和であると指摘されている。⁽¹³⁾

(ii) 法律制定手続き

さて、以上のように法律 (loi) の制定を人民に最終的に委ねるための手続きこそ、フランス憲法史上に類のない特徴的なものである。一七九三年憲法は、市民の法律制定権を定めた人権宣言第二九条をうけて憲法第一〇条に「主権者人民は、法律について議決する (délibérer)」と定め、立法府での法案作成と第一次集会での意思決定について次のような手続きを採用した。

まず、立法府により、法案に先立つて報告書が提出される（第五六条）。提出後印刷に付された法案は、法律案 (loi proposée) の名称で、全市町村に送付される（第五八条）。「法律案送付後四〇日以内に、過半数の県において、正規に形成された県内の第一次集会の十分の一が異議を申し立てない場合は、法律案は承認され、法律となる（第五九条）」。「異議が成立した場合には、立法府は、すべての第一次集会を招集する（第六〇条）」。異議が成立すれば、第一次集会に集合した主権者人民は議決権を行使するが、これは、賛成または反対の形でしかすることがで

きず（第一九条）‘主権者人民には法案修正権は帰属しない」とされた。

このような法律制定手続きは、「人民拒否（*veto populaire*）」、⁽⁴⁾より最近の用語でいえば、「任意的レフュレンダム（*référendum facultatif*）」あるいは「廃止的レフュレンダム（*référendum d'abrogation*）」または「諮詢的レフュレンダム（*référendum consultatif*）」とよばれ、立法府は法律案作成権限のみをもつものとする点に特徴があった。この制度について、デュギーは、原理上は、立法府によって提案され人民によつて法律が採択されるとしても、事実上は、眞のレフュレンダムというよりはむしろ「人民拒否」の制度であると解したが、人民拒否の制度を「法律制定後一定の人民の発案により人民に施行の可否が委ねられる制度」と解するならば、議会では法案を提示するにすぎない一七九三年憲法の場合は、レフュレンダムとして捉える方が適切である。このことは、すでにビュルドーによつても指摘されている。⁽¹⁰⁾

いずれにせよ、このような制度が、人民主権を実現するための、「人民による意思決定」の原則を採用し、ルソーの原理に忠実であろうとする意図に出たものであることはいうまでもない。しかし、実際には、一七九三年憲法の意思決定には多くの限界が存在した。

第一に、ジロンド憲法草案が、議会に立法権を委ねながらも、第一次集会に集合した人民に人民発案と議員の責任追及手段を確保していたのに対し、一七九三年憲法では、人民の発案手続きも議員の責任追及手段も全く採用することができなかつた。議員が受任者でなく、代表として機能するはずのデクレ事項については、全く人民のコントロールが及ばず、代表は主権者からの何等の監督や制約をうけることなく行動することを許容した。このことは、すでにみた国民大審査制度の削除によつて、立法府の構成員についての責任追及手段が否定されたことによつて一層重大な意味をもつこととなつた。

第二に、デクレ事項の内容が、ジロンド憲法草案に比しても、重要な問題に著しく拡大されており、人民の最終

的な意思決定権は外見的なものにとどまぬことが危惧される。「ルソーは憲法全体には承認されておらず、全体について人民の権力は、実際上のものとよりより、外見的なものであった」と指摘される所以であり、また、「デクレについては、事後的な承認の制度を要請して、いたロベスピエールの構想と比較しても不十分さが認められる。

第三に、一七九三年憲法第五九条・六〇条で示された人民拒否あるいは諮詢的レフュレンダムのための要件が、決して、実現可能性の高いものではなかつたことである。「法律案送付後四〇日以内に、過半数の県において、正規に形成された県内の第一次集会の十分の一の異議」という要件は、実際に、当時の県数を八六、各県内の第一次集会の数をおよそ五〇と解するバティックによれば、 $\lceil \frac{86}{2} + 1 \rceil \times \lceil 50 \times \frac{1}{10} \rceil = 220$ いう計算によつて、全国でおよそ二二〇以上の第一次集会の異議を要求するものであつた。これは、審議過程でも指摘されたように、決して容易な要件ではない。その上、ヒロー・ド・セシヨルが提出した原案では、最初、「法律案送付後三〇日以内に、一〇の県において、一個もしくは数個の第一次集会の異議」とされていた(ハ)では、仮に一県につき五の集会としても、全体で概ね五〇の第一次集会、最低では一〇の第一次集会の異議で足りた)ことと比べると、国民公会のモンタニエ派の審議のなかで、いかに、人民の立法参加を困難にする方向での修正がなされたのかが明らかとなる。また、実際に、一七九三年憲法で規定された第一次集会の構成員が二〇〇～六〇〇人とする場合には、一県内の第一次集会の数はバティックの試算よりもさらに多くなることが考えられ、以上のような修正の結果、きわめて実現困難な要件になつたことが指摘できる(ハ)の点は、次にみる憲法改正の要件についても同様である。ハ)のような運用上の限界⁽¹⁹⁾を前提とするならば、議会ブルジョワジーたちにとっては、第一次集会の人民の権力行使は外見上は民衆の支持を得るために必要であったにせよ、実現可能性はあると眼中になかつたといつても過言ではないといえるであろう。

(三) 憲法改正手続き

憲法改正手続きについては、第二三章の国民公会に関する章のなかで次のように定められた。「過半数の県において、正規に形成された県内の第一次集会の十分の一が憲法の改正または部分改訂を要求した場合、国民公会の招集について可否を問うたために、共和国のすべての第一次集会が招集されなければならない（第一一五条）」、「国民公会は、立法府と同一の方法で形成され、かつ、その立法府の権限のをあわせもつ（第一一六条）」、「憲法に関する事項については、国民公会は、招集の理由となつた事項についてのみ審議する（第一一七条）」と。したがつて、この手続きでは、明示的には、第一次集会に集合した主権者人民に憲法改正の発案のための国民公会招集権と憲法改正部分の指定権が、さらに默示的には、憲法改正案についての拒否権（消極的レフエレンダム）も帰属するものと解される。

すなわち、過半数の県において県内の第一次集会の十分の一の要求で憲法改正の発議があつた場合、数千カ所におよぶ全国のすべての第一次集会が招集され⁽²⁰⁾、国民公会招集について賛否を問う。もし、その過半数が国民公会の招集に賛成した場合には、立法府の場合と同一の方法による選挙が行われ、国民公会が形成される。国民公会は、憲法改正に関して、その招集の理由となつた事項に関することのみ専念し、立法府の権限と同様に、憲法改正案を作成する。さらに、条文上には明示されていないが、法律制定の手続きと同様に、国民公会は、憲法改正案を全国のすべての第一次集会に対して送付し、一定期間（送付後四〇日）内に過半数の県の第一次集会の十分の一が異議を唱えない場合には、この改正案が有効に成立されることになる、と解される。また、改正案に対する異議が成立した場合には、法律制定の場合と同様に、もう一度、全ての第一次集会で最終的な議決を経て、過半数の賛成があれば改正案が有効に採択されて憲法改正がなされる、と推測されるが、もつとも、このように国民公会の提示した改正案について全第一次集会での議決をするか否かは明文上定かではない。したがつて、この場合に、第一次集会の議決権が認められないとすれば、「憲法改正権の人民への帰属」という原則が不十分なものとなる可能性は

否定しえない。⁽²¹⁾

ダンカンも、以上のような憲法改正手続きは、(a)憲法改正のイニシアティブ自体が実現不可能な条件をつけられていること、(b)人民のイニシアティブは、代表による改正案作成のための意見表明にすぎないと、(c)改正条項の施行について、自動的に人民の諮問に付されるわけではない」と、をあげてその限界を指摘している。ここでは、一七九三年憲法について「その起源に反して、本質的に代表制的な性格に反するものは何もない」として、厳しい評価が下されている。⁽²²⁾

(iv) 「半直接制」について

さて、以上のような一七九三年憲法の意思決定手続きについて、一般には、人民主権原理のもとで半直接制を実現したものとして理解している。一七九三年憲法を「フランスで最も民主的な憲法」とする高い評価の根拠でもある。ところが、半代表制および半直接制については、その統治構造上のメルクマールや、基礎にある主権原理との関係などについて、なおも学説上に相違や対立があり、必ずしも一般的な理解が確立されているといえるわけではない。にも拘らず、一七九三年憲法については、それを人民主権⁽²³⁾「半直接制」の憲法とみなす見解が定着していることは、すでに序章で概観した。

とくに、第三共和制期の憲法学において、エスマンやデュギーによって一七九三年憲法の「直接制」的傾向が指摘され、カレ・ド・マルメールによつて、その人民主権原理と一七九一年憲法の國民主権原理との区別がなされて以来、一躍、一七九三年憲法の研究意義が承認されたようにみえる。コロンベルの論文をはじめとするいくつかの博士論文⁽²⁴⁾のなかで、人民拒否・レフュレンダム・人民発案および罷免権という人民の介入(intervention populaire)の四つの形態について検討が深められたが、いこではなお、「半代表制」「半直接制」と主権原理との理論的関係などについて理論上不明瞭な点が残存していた。これに対し、第四共和制以降の憲法学では、政治形態についての

「純代表制」「半代表制」「半直接制」「直接制」という概念区分がほぼ一般化し、国民主権原理・人民主権原理の区別にもとづく一七九三年憲法の位置づけもかなり明瞭になつたといえる。

現代のフランス憲法学では、代表制論と主権論との関係はかららずしも自覺的に論じられてはいないが、一応、一七九三年憲法の位置づけに関連してまとめるに次のような立場が分類される。

(a) 「純代表制」から「半代表制」への展開の基礎に国民主権から人民主権への理論的展開を認め、一七九三年憲法を「半直接制」＝人民主権の憲法と解するファーブルやプロレなどの立場⁽²⁵⁾、(b) 「半直接制」の基礎に少なくとも人民主権の成立を認め、一七九三年憲法を「半直接制」の憲法＝人民主権の憲法と解するカピタンの立場⁽²⁶⁾、(c) 「純代表制」から「半代表制」への展開の基礎に国民主権から人民主権への展開を認めず、一九四六年憲法・一九五八年憲法の「半直接制」をも国民主権原理で説明しながら、一七九三年憲法については、「半直接制」・人民主権の憲法と解するビュルドー、ヴデルなどの立場⁽²⁷⁾、(d) 比較的明瞭に、今日の主権原理を国民主権の方から説明し、人民主権原理に基づきおく一七九三年憲法を（一九四五年の共産党案、一九四六年四月一九日草案などと共に）例外的に捉えるルクレール、シャントブラの立場⁽²⁸⁾、(e) 従来の国民主権と人民主権との区別を忌避し、あるいは両者の統合をはからうとする最近のカダールらの立場⁽²⁹⁾、などである。

これらの中では、主権原理の基礎について理解がわかっているにせよ、「半代表制」「半直接制」の指標については、ほぼ次のような認識が確定しているようみえる。

「半代表制」は、原則として立法府に立法権が専属するが、主権者がそれに影響を及ぼすことのできる形態であり、その手段として、選挙、解散、命令的委任と被選出者の罷免、請願権、諮詢的レフュレンダムがある。これに對して、「半直接制」は、重要事項について例外的に、立法府にかわって主権者が自ら決定する形態であり、レフュレンダム・人民拒否・人民発案をその手段とするが、原則的には、人民によつて選出された議会によつて法律が制

定される（ファーブル）⁽³⁰⁾。また、別の論者によれば、「半代表制」の手続きとして、意思表明機能をもつた選挙、議事・議決の公開、再選、解散が、「半直接制」の手続きとして、レフュレンダム・人民拒否・人民発案の手続きの採用が指摘される（カピタン、ラフリエールなど）⁽³¹⁾。

このように、一七九三年憲法は、（フランス憲法史上の意義をさほど認めない（e）の立場を除いて）フランス憲法史上のなかでも典型的な人民主権の憲法^{II}「半直接制」の憲法として位置づけられているが、一九五八年憲法に至るフランス憲法の展開のなかに国民主権から人民主権への展開と「純代表制」から「半直接制」への展開を認める（a）・（b）の立場からすれば、その限りで、一七九三年憲法も市民憲法としてのフランス憲法史の「枠」から逸脱したものとはならないことになる。これに対して、フランス憲法の展開が国民主権から人民主権への理論的展開を伴うものではない、と解する（c）・（d）の立場では、いざれにせよ、人民主権の憲法として位置づけられる一七九三年憲法は、フランス憲法史の「枠」から逸脱したものとなるであろう。

筆者は、すでに序章・第三章前節でも述べたように、一七九三年憲法原理を、（次にみるロベスピエール派やアンラジエたちの構想に比して）きわめて限界の多い不十分なものとしつつも、これを一応、人民主権原理を標榜する憲法のカテゴリーの中に位置づけ、代表制論では、これを「半直接制」として分類する立場をとっている。この意味で、（次にみるロベスピエールやアンラジエらの憲法構想を別とすれば）フランス議会で制定された諸憲法のうちで最も民主的な憲法という評価を共有することに吝かではない。その人民主権原理の不十分性等について、種々の点を留保しつつも、当面は、一七九三年憲法の位置づけについては、（b）の立場を支持したいと考える所以である。ただし、第五共和制憲法第三条一項前段の主権規定（「国民の主権は、人民に属する」）を、「国家の主権は、人民に属する」と読むことによって、これを端的に人民主権原理と解するプロ（a）の立場や、国民主権の人民主権の伝統的な区別を放棄しようとする（e）の立場はとらない。また、（b）の立場ではあっても、一七九三年憲法を「民

主的な反議会制 (*antiparlementarisme démocratique*) の言葉で示されるルソーの思想の神髄が体現された⁽³³⁾ もの（カピタン）と解するに同意だあや、ブルジョア革命期の議会派ブルジョアの所産としての本質的な限界づけを被つた（その意味ではルソーに忠実だねいとしたアンラジュやローブスピールらとの相違を超えることのできない）憲法として理解している。いわば、いのうな一七九三年憲法の人民主権原理の限界（とくに、人民による法律制定手続きの不十分性）を留保した上で、それに、次に、その執行監督手続きをみるとことによって、その不十分さを検証することにしよう。

④ 執行監督手続きと行政府

(一) 中央行政組織

憲法第一三章は、執行評議会 (*Conseil exécutif*) として、次のように定めた。

まず、その構成について、執行評議会は一四名からなり（第六二条）、各構成員は、各県の選挙会によって一名ずつ指名された候補者の中から立法府が任命する（第六三条）。改選は、立法期ごとに半数ずつ、各立法期の最終月に行われる（第六四条）。次に、その任務は、一般行政の指揮・監督であり、執行評議会は、法律および立法府の制定したデクレの執行のみを担当する（第六五条）。また、執行評議会は、その構成員以外から、共和国の一般行政部の長官を任命する（第六六条）が、この長官の人数や職務は立法府によって定められる（第六七条）。これらの長官は執行評議会を構成せず、互いに直接の関係をもたず別々に行動し、いかなる個人的な権威も行使しない（第六八条）。このほか、執行評議会は、その構成員以外から、外交使節を任命し、（第六九条）、条約について交渉する（第七〇条）任務をおう。さらに、その責任について、執行評議会が法律とデクレを執行しなかつた場合、および、（第七四条所定の）告発を行なわない権限濫用があつた場合に、執行評議会は、「立法府に対しても」責任を負い（第七二条）、執行評議会の構成員の職務怠慢の場合は、立法府によって弾劾される（第七一条）。執行評議会は、自己の任

命した公務員を罷免し、更迭する（第七三条）ほか、必要がある場合には、裁判所に對してこれを告発する（第七四条）。

また、立法府との關係については、憲法第一四章は、執行評議会は立法府の近隣に所在し、會議に出席し、議場に特別席をもつ（第七五条）こと、執行評議会は報告を行う度ごとに了解をえる（第七六条）こと、立法府は、適当と判断する場合には執行評議会の全員または一部について會議へ出席を求める（第七七条）ことを定めた。

以上の制度については、まず、執行評議会の構成員の選任方法が問題となる。一七九三年六月一〇日のエロー・ド・セシエルの説明および制定過程のロベスピエールらの意見にも示されたように、ここでは、主権者の代表たる立法府の議員と、代表の性格をもたない行政政府の構成員との間に差異を設けることによつて、議員の民主的正統性を高めることが企図されていた。⁽³⁴⁾ 後にみるサンニキュロットらの直接選挙制の要求に対し、モンターニュ派が間接選挙制を採用したことに、前者の直接民主主義志向に対し、後者の権力集中型統治への志向が現れている。実際、一七九三年憲法では、行政政府の立法府への従属、ひいては、第一次集会・主権者人民への従属が企図され、全体として、主権者人民および立法府への権力集中による「人民—立法府—行政」という系列的な統治システムが確立されていた。一七九三年憲法が、権力分立の原則を採用せず、とくに立法府・行政政府の機関的な独立も認めなかつた点で、一七九一年憲法やジロンド憲法草案との差異が指摘される所以である。⁽³⁵⁾ しかも、一七九三年憲法の人権宣言のなかでは、公務 (fonctions publiques) が本質的に有期のもので義務とみなされるべきことが定められ（第三〇条）、「人民の受任者とその代理人の違法行為は、けつして無処罰であつてはならない」（第三一条前段）とされていたように、公務員の責任が厳しく追及されていたことが注目される。しかし、実際には、人権宣言のなかに、「受任者 (mandataires)」の語が用いられ、公務員の責任が明確にされていた反面、一七九三年憲法のなかに命令的委任に関する規定が存在せず、議員や公務員を譴責する国民陪審の制度が審議過程で否決されるなど、主権者

人民による議員や公務員のコントロールの手続きが、憲法上きわめて不十分だったことが指摘される⁽³⁶⁾。とくに、執行監督手続きについては、以上にみたように、執行評議会自身の手によるか、あるいは、司法府への告発、立法府の彈劾の方法によるものに限られ、公務員や議員に対する人民の直接的な責任追及、罷免などを保障する手続きは全く存在しなかった。ここでは、總じて、立法府への権力集中を通じての、議会による執行監督・責任追及手続きが構想されたのにとどまつた点を、一七九三年憲法の限界として指摘しておく必要がある。なお、これらの点については、のちにみるロベスピエールやサン・ジュストなどモンターニュ左派（ロベスピエール派）の構想、あるいは命令的委任と人民の直接的な責任追及制度を要請したアンラジエらの構想と比較すると、層その弱点を明らかにすることができるであろう。

(ii) 地方行政組織

フランス革命期の地方行政制度は、一七八九年一二月一四日の法律以降の諸法律によつて確立され、一七九三年においても、県と市町村の区分が採用されていた。ジロンド憲法草案第一編も現行の八五の県と市町村の制度を維持していたのをうけて、一七九三年憲法法第二章では、行政および司法について、県—ディストリクト—市町村（municipalités）という区分を採用した（第三条）。（ほかに、すでにみたように第一次集会での主権行使のためのカントンと、これら区分も存在した）⁽³⁷⁾。

一七九三年憲法第一五章は、地方政府と市町村について次のように定めた。共和国の各市町村（commune）に市町村役場、各ディストリクトに中間の役場、各県に中央の役場（administration centrale）（県庁）をおく（第七八条）。各組織には、市町村議会と県議会がおかれるが、これらは、いずれも、毎年半数ずつ改選され（第八一条）、その会議は公開である（第八四条）。また、市町村官吏（officiers municipaux）は、市町村議会で選出され、地方行政官吏（administrateurs）は、県およびディストリクトの選舉人会で選出される（第七九・八〇条）。これら

はいざれも代表の性格をもたず、いかなる場合にも立法府の行為を変更したり、執行を停止したりすることはできない（第八二条）。立法府は、市町村官吏および地方行政官吏の職務、その服務規則、およびそれらが受ける懲罰を定める（第八三条）。

以上のような規定は、地方の行政官（ディストリクトの官吏および市町村官吏）の選任については、第一次集会に集合した主権者を構成する住民の直接選挙にはよらず、選挙人会や市町村議会を介在させる間接選挙制を採用し、代表の性格をもつ立法府議員との差異を設けて、地方行政を中央の立法府に従属させる制度を意味していた。ここでは、エロー・ド・センシェルの説明にもあつたように、地方公務員は、完全に行政府に属するものとして中央の立法府を頂点とする集権構造のなかに位置づけられたが、このことは、とくに一七九三年のようにフェデラリスムの問題が顕在化した過程で⁽³⁸⁾、革命初期に成立したような自治権を縮小し、中央政府に反対しえないような制度が要請されていていたことが示される。もつとも、一七九三年段階におけるフェデラリスムの觀念は、今日のような連邦制を意味したわけではなく、首都パリへの集権を忌避した地方（ブルターニュ、ノルマンディー、ブルヴァンスなど）の要求、あるいは、一七九三年六月二日以降のモンタニユ独裁に反対する親ジロンド派の諸県による中央政府への批判として存在していたことに注意が必要である。ジロンド派のなかでも明確な連邦主義の主張をもつた者はビュゾーなど少数にすぎず、じんじでいうフェデラリスムは、当時の革命状況のなかでの、反中央のジロンド的立場を示すものとして「反革命」と同視されたにすぎない（いのうち、王党派的な反革命と結びついたのはヴァンデの反乱である⁽³⁹⁾）。

このように、一七九三年の段階で、国家の防衛と革命の防衛の目的でジャコバン主義の名のもとに強化された中央集権的統治構造は、その後のナポレオン支配等を通じて、今日にいたるフランスの憲法伝統を形成した。しかし、二世紀後の今日の政治課題とされ、一九八一年にミッテラン大統領のもとで実現された分権化（décentralisation）

も、決して、フェデラリズムへの回帰ではなく、革命期に形成された国家の单一・不可分の原則の範囲内での自治拡大の改革にすがることをいい)であえて簡単に指摘しておかなければならぬ。⁽⁴⁰⁾

⑦司法権

フランス革命期には、アンシャン・レジーム下の領土裁判組織を廃止し、新たな行政区画に対応する管轄権をもつた統一的な裁判組織が樹立された。⁽⁴¹⁾ 一七九一年憲法では、権力分立の原則から司法権 (*pouvoir judiciaire*) にも独立の地位を与え、裁判官の公選制や刑事裁判についての陪審制の導入を定め、各カントンや都市の治安判事 (*Juges de paix*) を基礎として、その上にディストリクトの地方裁判所、破壊裁判所を設けた。ジロンド憲法草案では、第一〇編に六節、七二カ条をおいて、裁判の公開、民事・刑事裁判所の裁判官および陪審員、破壊裁判官、さらに大逆財罪を審理する国民高等陪審委員会の陪審員の公選制（県の第一次集会での人民の直接選挙による）・任期制（二年間・再選可）などを詳細に定めた。ここでは、いかなる理由によつても、司法作用を立法府や行政府が行使しえず、裁判官は、立法権の行使に関与したり行政作用を侵害したりすることが禁じられ（第一〇編第一節第五・六条）、権力の分立が確保されていた。

これに対して、一七九三年憲法では、司法についての規定は大幅に簡略化され、第一六〇一八章に一六カ条がおかれたにすぎない。民事裁判については、アロンディスマン（郡）の市民により選出される治安判事と選挙人会で選出される公仲裁人 (*arbitres publics*)、刑事裁判については選挙人会で選出される刑事裁判所裁判官、および全国に一つ存在する破壊裁判所裁判官がおかれ、各々、任期は一年とされた。裁判官の公選制は、革命初期からの伝統であり、主権者の主権行使の内容として一七九三年憲法第九条で定めているが、ここでは、ジロンド憲法草案と違つて間接選挙制がとられていた。（この理由も、すでにみた行政官の場合と同様、国民代表としての立法府議員と差異を設けることについた。）また、民事の治安判事や調停官の人数や権限は立法府が定めるものとされ、刑事裁判

の端緒としての告発状も（陪審員が受理するもののほか）立法府によつて発せられるにされた（第九六条）。一七九年憲法とジロンド憲法草案が、個人の権利の守護者としての裁判官の権限を独立して保障したのに對して、一七九年憲法では、司法権と立法権・行政権との独立関係は明示されず、總じて、司法権の独立が弱められていたと解される。司法権との関係でも、立法府を頂点とする権力機關のヒエラルヒーが形成されていたことが理解される。⁽⁴⁾

このほか、一七九三年憲法の制定とは無関係に、一七九三年三月一〇日に設立され、一七九四年のテルミドール反動による革命政府の終焉まで存続した革命裁判所についてふれておかなければならぬ。三月一〇日法は、「反革命的な意図をもつたあらゆる者、共和国の自由・平等・单一・不可分に対するあらゆる侵害・陰謀を革命裁判所の所管事項と定め、三月一八日の土地均分法の提案者を死刑にする法令の容疑者をはじめ、亡命貴族や非宣誓僧侶、外国人など、すべての容疑者を対象とした。九月一七日には「フェデラリスムの賛成者で自由の敵と判断された」すべての容疑者を逮捕することとし、容疑者の総数は約八〇万人、投獄者は約五〇万人と推定されている。このようないな革命裁判所は、テルールの進行とともに、次第に手続きが簡素化・迅速化され、一七九三年一〇月から翌年五月までに、全体の七〇パーセントが、主として反乱・反逆の罪で処刑され、多くの民衆が犠牲となつた。⁽⁵⁾

一七九三年憲法自体は、このような革命裁判所の存在について何等規定していないが、革命の非常事態のなかでの革命裁判所の超法規的存続を容認していたとするよりは、むしろ、一七九三年憲法の施行の可能性自体が現実のものとされていなかつたこと、いいかえれば、從来から指摘されてきたように、一七九三年憲法の制定自体が、民衆を嚮導し革命精神を高揚させるための「心理留保」的なものであつたと解する方が妥当であるように思わせる一例である。

- (一) 本稿では、Assemblée primaire を第一次集会と訳出したが、我が國では、從来から「初級選舉会」や「第一次選舉会」などと訳されることが多いとの多いの為である。(町村敬造『フランス憲法(2)』金沢大学法文学部論集法学篇二十六巻六〇頁以下、長谷川正安前掲書一九二頁など)。しかし、その機能は選挙だけに限らず、法律の議決などを行へるのに意義があるところ。
- (二) ジロンド憲法草案の選挙制度については、本稿(4)、第三章（成城法学二二二号一九〇頁以下）を参照された。
- (3) ヤン＝エリック・ダムの政治活動の基礎については、後に検討する。A. Soboul, Les sans-culottes parisiens, 1962, pp. 581 et s. 参照。
- (4) 「選挙権利説」と「選挙権公務説」については、本稿(4)、第三章（成城法学二二二号一九一、二二〇頁以下）、前掲拙稿「トトノスとガルニエ選挙権論の展開(1)～(3)」法律時報五二巻四～六号を参照された。だが、A. Esmein, op. cit., pp. 355 et s.; R. Carré de Malberg, op. cit., t. 2, pp. 411 et s. なども参考。
- (5) 一七九五年憲法(1)～(3) 前掲拙稿「ハルシニア革命と憲法」杉原編『市民憲法史』五二頁以下、長谷川前掲書二二二頁以下参照。
- (6) 本稿(3)、第二章（成城法学二二〇号一三一頁以下）A. P., 1. s., t. 66, pp. 518 et s.
- (7) 本稿(3)、第二章（成城法学二二〇号一三二頁）A. P., 1. s., t. 66, pp. 540 et s.
- (8) 本稿(3)、第二章（成城法学二二〇号一三三頁以下）A. P., 1. s., t. 66, pp. 451 et s.
- (9) 本稿(3)、第二章（成城法学二二〇号一三三頁）A. P., 1. s., t. 66, pp. 542 et s.
- (10) 本章(1)（本稿四二一四四頁）参照。A. P., 1. s., t. 62, p. 258.
- (11) 本稿(3)、第二章（成城法学二二〇号一三三頁）A. P., 1. s., t. 66, pp. 544 et s.
- (12) 同上。杉原前掲書『国民投票の歴史』二二二頁。
- (13) J.-M. Denquin, Referendum et plébiscite, 1976, p. 39.
- (14) Ibid., p. 39; E. Colombel, La Constitution de 1793 et la démocratie suisse, 1903, p. 90 なども「referendum facultatif et obligatoire」へ翻訳された。
- (15) L. Duguit, Traité de droit constitutionnel, 1928, t. II, p. 626.
- (16) G. Burdeau, Traité de science politique, t. V, 1970, p. 259 なども翻訳された。本稿(1)序章（成城法学二二〇号一

- (17) J.-M. Denquin, op. cit., p. 39.
- (18) R. Baticle, "Le plébiscite sur la Constitution de 1793", *Revue de la Révolution française*, t. 58, 1911, p. 233. もちろん、國民公決權の権利の擴張もこれである。E. Colombel, op. cit., p. 96 がその例。
- (19) 投投票率の低下の困難性を示す。J. Godechot, *Les institutions de la France sous la Révolution et l'Empire*, 1968, p. 251, 285.
- (20) 前項で立法手続を述べたが、別途、八月の監視人による監査の結果、一次集会が存続したとする数値を基準に算出された。全國の登録簿には「110,246の集会の投票があつた場合以上」即ち1100(86×50=4,300)よりも多い場合は、一次集会が開催されたとされる。R. Baticle, op. cit., p. 233 参照。
- (21) 案原前掲書「七八年」M. Deslandes, *Histoire constitutionnel de la France*, t. 1, 1931, p. 280. ただし、これは、一七八九年憲法の制定以後、十八歳以上の男子が選挙権を得た。ただし、母子投票は認められず、被出産者（第一回）は最終的な議決権を認められなかった。M. Fridieff, *Les origines de référendum dans la Constitution de 1793*, 1932, p. 281 参照。
- (22) J.-M. Denquin, op. cit., p. 40.
- (23) 本稿では、憲政の立場から、||憲政史| 政治思想史
- (24) 本稿では、憲政の立場から、||憲政史| 政治思想史
- Thèse de Droit, 1903; U. Costes, *Le pouvoir législatif dans la Constitution de 1793*, Thèse de Droit, 1909; M. Fridieff, op. cit., *Thèse de Droit*, 1931; F. Galy, *La notion de Constitutions dans les projets de 1793*, Thèse de Droit, 1932 が参考。
- (25) M.-H. Fabre, *Principes républicains de droit constitutionnel*, 1967, pp. 219 et s.; M. Prélot, *Institutions politique et droit constitutionnel*, 5^e éd., 1972, pp. 649 et s., pp. 335 et s.
- (26) R. Capitant, *Démocratie et participation politique*, 1972, pp. 50 et s., pp. 156 et s.; M. Deslandes, op. cit., t. 1, 1932, pp. 276 et s., (Reprint, 1977, pp. 276 et s.); J. J. Chevallier, op. cit., p. 76 et s. M. Jallut, *Histoire constitutionnelle de la France*, t. 1, 1956, pp. 163 et s. 参照。

- (27) G. Vedel, Manuel élémentaire de droit constitutionnel, 1949, p. 132, pp. 136 et s., p. 195; G. Burdeau, Traité de science politique, 2^e éd., t. VI, 1971, pp. 48 et s.; t. V, 1970, pp. 250 et s.; J. Laferrière, Manuel de droit constitutionnel, 2^e ed. 1947, pp. 90 et s.
- (28) Cl. Leclercq, Institutions politiques et droit constitutionnel, 2^e éd., 1977, pp. 42 et s.; B. Chantebout, Droit constitutionnel et science politique, 1978, p. 96, pp. 176 et s.
- (29) J. Cadard, Institutions politiques et droit constitutionnel, 2^e éd., t. 1, 1979, pp. 167 et s.
- (30) M.-H. Fabre, op.cit., pp. 219 et s.
- (31) R. Capitant, op. cit., pp. 50 et s.; J. Laferrière, op. cit., pp. 90 et s.
- (32) 「アーバン」 | 十九三一年憲法の圖解』「半直接制」の憲法やそれが第四共和制憲法や第五共和制憲法を人民主権の憲法と解するに止まらず、例えば、その主権規定（第三条）の文脈や沿革、第一一条のノットンダムの諮詢的性格、立法権の立法府への専属などについて監督を禁じないが、当面は、これが「国民主権から人民主権への傾斜の過程」などとは展開の過渡的段階として捉えられるべきだ。一応、半代表制とは区別された半直接制=人民主権の憲法として理解してよい。第五共和制憲法の主権規定などいって、やつあたり、拙稿「トランベ憲法・解説」樋口・畠田編『解説・世界憲法集』一九八八年、1111—111回頁を参照されたい。
- (33) R. Capitant, Ecrits constitutionnels, 1982, p. 276.
- (34) 本稿四回の「アーバンの憲法」および本稿(3)、第十一章（成城法学）〇弔 | 1111回 A. P., 1. s., t. 66, pp. 258-259, 541 et s.
- (35) 「十九一年憲法」「ローナン憲法草案」「一七九三年憲法の間の権力分立原理との比較」樋口謹一「権力機構」原稿前掲編書 | 二八頁、よりわむ | 111五頁の図表が興味ある。
- (36) 命令的委任関係や大陸審制度の不採用について、本稿(3)、第二章（成城法学 | 111弔 | 1111頁以下）で詳しく述べたの通りでは省略するが、一七九三年憲法の人民主権原理の限界を知るためにきわめて重要な論点である。
- (37) ハーナン革命期の地方行政制度、並びに、県や市町村議会の性格、革命初期の自治体改革等については、G. Lepointe, Histoire des institutions du Droit public français au XIX^e siècle, 1789-1914, 1953. J. Godéchot, op. cit., pp. 91 et s. 井川雅『アーバンの政治構造』 | 六二二弔 | ○五頁以下参照。

(38) J. Godechot, op. cit., p. 283.

(39) フラン西スの革命とナショナル・ガードの本稿(3) 第二章（威儀法）の参考文献たる H. Wallon, Révolution du 31 mai et fédéralisme en 1793, t. I, 1886, pp. 321 et s. 及其上。また J. Chaumé, "Les girondins", op. cit., pp. 42 et s.; J. Tulard, et al., Histoire et dictionnaire de la Révolution française, 1987, p. 815 の他を参照。

(40) 「GDP 調査による、別種の検討や統計」であるが、特にあたかも「大津沿」「トトノイ地方分権調査」に注目して歴史的背景として「トトノイ改革」富島・梶田編『現代トトノイの地域と国際』一九八八年、四四〇頁が参考となる。

(41) ハトノベ革命期の司法制度、特に司法権力の問題について G. Lepointe, op. cit., pp. 359 et s.; J. Godechot, op. cit., pp. 139 et s. 参照。革命裁判所をめぐるジャコバイン派と民衆の対抗について、統稿や検討がある。

（（山本・木下＝本学助教授）
（未完）